# 上三川中学校外2屋内運動場空調設備設置工事

# [図面リスト]

上三川中学校			明治中学校	本郷中学校		
図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称	
	(機械設備)		(機械設備)		(機械設備)	
M-0 1	特記仕様書(その1)	M-0 1 b	明治中学校 配置図	M-01c	本郷中学校 配置図	
M-02	特記仕様書(その2)	M-02b	明治中学校 空調設備 1 階平面図	M-02c	本郷中学校 空調設備 1 階平面図	
M-03	特記仕様書(その3)	M-03b	明治中学校 空調設備 2 階平面図	M-03c	本郷中学校 空調設備2階平面図	
M-0 4	要領図	M-04b	明治中学校 鉄骨架台 2 階平面図	M-04c	本郷中学校 鉄骨架台2階平面図	
M-05	凡例・空調機器表	M-05b	明治中学校 室内機取付詳細図	M-05c	本郷中学校 室内機取付詳細図	
M-06	空調設備系統図	M-06b	明治中学校 室外機周り詳細図	M-06c	本郷中学校 室外機周り詳細図	
M-0 7 a	上三川中学校 配置図	M-07b	明治中学校 仮設計画図(参考)	M-07c	本郷中学校 仮設計画図(参考)	
M-08a	上三川中学校 空調設備 1 階平面図		(電気設備)		(電気設備)	
M-09a	上三川中学校 空調設備2階平面図	E-0 1b	明治中学校 電気設備系統図	E-01c	本郷中学校 電気設備系統図	
M-10a	上三川中学校 鉄骨架台2階平面図	E-02b	明治中学校 電気設備 1 階平面図	E-02c	本郷中学校 電気設備 1 階平面図	
M-11a	上三川中学校 室内機取付詳細図	E-03b	明治中学校 電気設備 2 階平面図	E-03c	本郷中学校 電気設備2階平面図	
M-12a	上三川中学校 室外機周り詳細図					
M-13a	上三川中学校 仮設計画図(参考)					
	(電気設備)					
E-0 1	電気設備工事特記仕様書(その1)					
E-02	電気設備工事特記仕様書(その2)					
E-03	電気設備工事特記仕様書(その3)					
E-0 4a	上三川中学校 電気設備系統図					
E-05a	上三川中学校 電気設備 1 階平面図					
E-06a	上三川中学校 電気設備2階平面図					

## 上三川中学校外 2 屋内運動場空調設備設置工事

#### 特記仕様書

## I 工事概要

1. 工事場所 2. 建物概要 上三川町大字上三川4279番地外

~ 1/3 1/1/ 2/			
建築物名称	構造概要	延べ面積(m)	防火対象物区分
上三川中学校	鉄骨造 2階建(地下 階塔屋 階)	1, 584. 93 m <sup>2</sup>	
明治中学校	鉄骨造 2階建(地下 階塔屋 階)	1, 405. 00 m <sup>2</sup>	
本郷中学校	鉄骨造 2階建(地下 階塔屋 階)	1, 366. 36 m <sup>2</sup>	

工事種目		建物名称								
_ 7 E L	上三川中	明治中	本郷中			屋外				
空気調和設備	•	•	•	0	0	•				
換気設備	0	0	0	0	0	0				
排煙設備	0	0	0	0	0	0				
自動制御設備	0	0	0	0	0	0				
衛生器具設備	0	0	0	0	0	0				
給水設備	0	0	0	0	0	0				
排水設備	0	0	0	0	0	0				
給湯設備	0	0	0	0	0	0				
消火設備	0	0	0	0	0	0				
厨房設備	0	0	0	0	0	0				
ガス設備	•	•	•	0	0	•				
排水処理設備	0	0	0	0	0	0				
雨水利用設備	0	0	0	0	0	0				
撤去工事	0	0	0	0	0	0				
	0	0	0	0	0	0				
	0	0	0	0	0	0				
	0	0	0	0	0	0				

	0	0	0	0	0	0			
4. 設備概要(●印の付し	たものを道	囲する)							
方式及び種類			設備	概要					
空気調和方式	●空気調和 ○暖房 ○冷房								
	○ダク	ト方式							
	●パック	ケージ方式							
	077	ンコイルユニ・	ット方式(〇セ	ントラル 〇	ゾーン)				
	主要熱源	幾器							
	0								
自動制御方式	〇電気式	○デジタルヨ	式 〇電子式						
換気方式	O自然 (	〇機械(〇第一	種 〇第二種	〇第三種)					
排煙方式	〇自然(	つ機械							
給水方式	〇上水 (								
	〇加圧組	哈水式(〇圧力	タンク 〇加	圧ポンプ Ο	)				
	〇高置:	タンク式 ○フ	水道直結式						
	0								
排水方式	建物内污	水、雑排水 (	〇分流式 〇合	<b>î</b> 流式					
	屋外汚水、	雑排水 (	〇分流式 〇合	流式					
		及び放流先							
	〇汚水								
		直管 〇浄イ	比槽(O合併処	理〇	)(〇新設	〇既設)			
	〇 〇雑排水								
		首等 〇海4	上槽(○合併処:	·	)(〇新設	○無款)			
			設〇既設)						
		水池達(または 非水溝(または		O IZ ZEIB (	O A) III O B) III )				
	〇雨水	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	20.2.27						
	〇構内	非水溝(または	排水管)	〇下水道管					
	〇道路(	則溝		0					
給湯方式	〇局所式	○瞬間式 ○	貯湯式(一般用	1) 〇貯湯式	(飲料用))				
	〇中央式								
消火設備の種類	〇屋内消:	人栓 〇屋外》	肖火栓 〇スフ	プリンクラー					
	〇不活性:	ガス消火 ガス	ス種類(	)					
	〇泡消火	〇粉末	肖火						
	〇連結送ス	水管 〇連結青	放水 ○						
ガス設備の種類			重類 13A ガ		)				
	○簡易ガス	ス事業 ガス科	重類 LPG ガ	ス事業者(	)				
	●液化石湾	由ガス							

#### Ⅱ 機械設備工事仕様

設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書(質問回答書を含む)に記載されていない事項は、すべて国 十交诵大臣官房官庁党繕部制定の「公共建築工事標準什様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(以下、 「標仕」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(以下、「改修標仕」 という。)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準図」という。

に準拠するものとし、優先順位は次による。 (1) 質問回答書((2) から(5) に対するもの)

- (2) 現場説明書(入札条件書(特記事項)含む)
- (3)特記仕様書
- (4) 図面及び設計書
- (5) 煙什 改修煙什及パ煙進図

また、公営住宅工事においては上記に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編集の「公共住宅建設工事共 通仕様書(令和元年度版)」(以下、「公住仕」という。)及び公共住宅改修工事共通仕様書(初版)(以下、 「改修公住仕」という。)に準拠するものとし、優先順位は次による。

- (1) 質問回答書((2) から(7) に対するもの)
- (2) 現場説明書(入札条件書(特記事項)含む)
- (3)特記仕様書
- (4)図面及び設計書
- (5) 標仕、改修標仕及び標準図
- (6) 公住仕及び改修公住仕
- (7)機材の品質・性能基準(令和元年度版)(以下、「品質・性能基準」という。)

(1) 章は●印が付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを、特記事項は●印が付いたものを適用す

- (2) 特記事項に記載の ( . . ) 内表示番号は、標仕の当該項目を表す。
- (3) 特記事項に記載の(公住仕 . . ) 内表示番号は、公住仕の当該項目を表す。

#### ● 一般共通事項

#### <u>O1 工事実績情報システム (CORINS) への登録</u> (1.1.4)

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情 報を作成し監督職員の確認を受けた上、登録機関へ登録申請を行う。

別表-1による他工事との取り合いについては、設備機器の位置、取り合い等の検討のできる施工 図を施工に支障のきたさない時期までに提出して、監督職員の承諾を受ける。

工事写真の整備は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック(機械設備工事 編)(令和5年版)」に準拠するほか、監督職員の指示による。

- ・4 電気保安技術者の配置 (1.3.2)
- 5 施工条件明示 (1.3.3)

○施工時間

〇工事用車両の駐車場所 ・敷地内 ・敷地外 ( ○資機材の置場所 ・敷地内 ・敷地外(

#### ○6 発生材の処理等 (1.3.9)

〇構内指示の場所に敷均し ○横外指示の場所にたい積 〇構内指示の場所にたい積 〇構外搬出指示の場所にたい積 たい積場所( たい精場所( 〇構外搬出適切処理

(処理場所は入札条件書(特記事項)による)

・上記に指定されていない建設発生土については、原則として工事間利用の促進に努めること。 [発生土以外の発生材]

〇無

引渡しを要するもの 〇有 名称( 処理方法( 特別管理型産業廃棄物 ・再利用及び再資源化を図るもの 〇有 名称(

●引渡しを要するもの以外は構外搬出適切処理とする。 上記に指定されていないものは、標仕 1.3.9(2)(x)及び「建設廃棄物処理指針」(平成 22 年版)に よるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。

- (1)建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計 画書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、法令等に基づき、工事現場の公衆が見や すい場所に掲げること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利 用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し提出すること。なお、これらの記録を工事完成後 1年間保存しておくこと。
- (2)建設副産物の処理に先立ち、あらかじめ監督職員に確認を受けた「建設副産物処理承認申請書」 を提出すること。
- (3) 建設副産物の処分にあたって、提出事業者(元譜業者)は処理業者と建設副産物処理委託契約 を締結し、その契約書の写しを提出すること。なお、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場 合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。
- (4)建設副産物処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に提出するととも に、実際に要した処理等を証明する資料(受け入れ伝票、写真、位置図、経路図等)を提示し確 認を受けること。
- (5) 建設廃棄物については 産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票(マニフェスト)」の交付 されたもの及び回収した各票を監督職員に提示し確認を受けること。なお、回収したマニフェス トについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法を踏まえて適切に保存すること。

#### 〇7 機材の品質等

(1) 本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された材料は、設計図書に規定するもの、 または同等品を使用するのものとし、同等品を使用のものとする場合は、同等品等使用願を監督 職員に提出して承諾を受ける。

なお、同等品の中で、一般社団法人公共建築協会編集「建築材料設備機材等品質性能評価事業 設備機材等評価名簿」に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するも のと同等と取り扱い、主要資材使用通知書により監督職員に通知する。

- (2) 機材の承諾図の作成は国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「機械設備工事機材承諾図様式集」 によるほか、監督職員の指示による。 (3)機材の能力、容量等は設計図書に定める数値以上とする。ただし電流値、燃料消費量、圧力損
- 失等は原則として設計図書に定める数値以下とする。

#### 〇8 耐震施工

設備機器の固定は次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針」(2014年版国土交 通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人建築研究所監修)による。なお、施工に際し、耐震強度 計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。

(1) 設計田水平地震力

設計用標準水平震度

機器の重量「kN]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準 水平震度は、次による。

#### 〇特定の施設 ●一般の施設 設置場所ほか 重要機器 一般機器 重要機器 一般機器 上層階 機器 1. 5 1.5 1. 0 2.0 屋上及び塔屋 防震支持の機器 2.0 2. 0 2.0 1.5 水槽類(※1) 2.0 1.5 1.5 1.0 0.6 防震支持の機器 1.5 1.0 0.6 水槽類(※1) 1.0 地階·1階 機器 0.6 0.6 0.4 1.0 防震支持の機器 1.0 1. 0 1.0 0.6 水槽類(※1) 1.5 1.0 1.0 0.6

## ※1 オイルタンク等を含む。

〇給水装置 ○熱源機器

上層階の定義は次による

○排水装置 ○防災設備 〇火を使用する設備 〇避難経路上に設置する機器

○換気機器 ○空調機器 ○監視制御設備 〇危险物貯蔵装置

- 2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層2階、
- 10~12 階建の場合は上層 3 階、13 階以上の場合は上層 4 階
- (2)設計用鉛直地震力

設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の 1/2 とし、水平地震力と同時に働くものとする。 既存基礎を再利用して重要な機器を取付ける場合は以下の試験を実施すること。

(〇引張試験 〇

#### • 9 施工計画調査

改修標仕第1編1.5.1及び1.5.2及び下記による。

〇本工事 〇別途

調査項目 〇既存資料調査 〇 調杏節用 ○図示 調査方法 〇図示 Ω

●はつり工事は、事前に走査式埋設物調査を行い、監督職員に報告を行う。

#### • 10 技能士

〇配管施工(配管工事) 〇建築板金施工(ダクト製作及び取付け)

○熱絶縁施工(保温工事) ○冷凍・空気調和機器施工(冷凍空調機器の据え付け)

## 〇11 完成図 (1.7.2.3)

●作成する ○作成しない

●完成図 ●製本 提出部数 ● 2 部 〇 部 複写2つ折り製本、製本サイズは監督員の指示による。

● C D - R 提出部数 ( 1 ) 部 ○施工図 提出部数 〇2部 〇 部 ○保全に関する資料 提出部数 〇2部 〇 部 公共住宅工事においては次のものを提出する。

〇住戸内取付け機器の取扱い説明書(各住戸毎作成) 〇保全指導書(共用部分)

#### ○12 施工図等の取り扱い (1.7.2)

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

#### ○13 標識その他 (1.7.4)

○機器等の取り扱い方法及び重要な定期点検項目を書いた取扱説明板を設置する。表示内容は監督職 員の指示による。

#### 〇14 雷子納品

●適用基準は「電子納品運用に関するガイドライン(第11版)」とする

設計 CAD データの貸与 ○無 ●有(著作者名 ●設計者 ・その他(

●貸与する CAD データを該当工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならな

●書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

#### ○15 ゴム製品等の品質確認等について

本工事に東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、「ゴム製品等」と いう。)を使用する場合には、受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資 本面、人事面で関係がない者)によって作成されたゴム製品等の品質を証明する書類を事前に監督員 に提出し、確認を受けるものとする。

なお、第三者による品質証明書類を監督員に提出し、確認を受けた場合であっても、後に製品不良 等が判明した場合に、受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

## ○16 化学物質を発散する建築材料等 (1.5.8)

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共 に、次の(1)から(5)を満たすものとする。

- (1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボー 、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発散しない か、発散が極めて少ないものとする。
- (2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少な いものとする。
- (3)接着剤は可塑剤(フタル酸ジーnーブチル及びフタル酸ジー2-エチルヘキシルを含有しない 難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていないものを使用する。
- (4)接着剤及び塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンを発散しない か、発散が極めて少ないものとする。
- (5)(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器 類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない ものとする。
- また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次 の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
- ① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発 散建築材料以外の材料
- ② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

## 〇17 調査試験に対する協力

- (1) 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職 員の指示によりこれに協力しなければならない
- (2) 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次 の各号に掲げる協力をしなければならない。
- ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 イ 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合に
- は、その実施に協力しなければならない。 ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台 帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければ
- エ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請工 事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければなら ない。

#### 〇18 火災保険等

火災保険、建設工事保険、組立保険または土木工事保険等のうち1以上に加入する。 契約期間の始期は、材料(仮設、型枠材を除く)搬入時以前とし、終期は、工事目的物(分離発注 に於いては、引き渡しが最後となる工事目的物)の引き渡しの翌日までとする。 保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

## 〇19 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

〇受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を県内に本店を有する者の中から選定す

〇受注者は、県内で産出、生産または製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様に適合すると認 められる場合は、優先して使用するよう努めること。

#### ○21 交诵安全管理 (1.3.6)

るよう努めること。

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線(令和6年5月31日以前:平成21年9月30日栃木県 公安委員会告示第54号、令和6年6月1日以降:令和5年11月30日栃木県公安委員会告示第61

号)の交通誘導を行う場合は、その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二 級検定合格警備員を1人以上配置しなければならない。

## ○22 環境対策

(1) 騒音・振動対策

受注者は T事の施工にあたり建設機械を使用する場合は 「低騒音・低振動型建設機械の指定 に関する規程」(平成13年4月9日国交省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用する ものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

#### (2) 排出ガス対策

受注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第3に揚げる建設機械を使 用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経発第249 号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械または同等の建設機械を使用するものとする。 ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

#### (3) グリーン購入法

受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、 必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達 の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。「グリーン購入法」という。)」第10条及び「栃 木県生活環境の保全等に関する条例」第63条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定めら れた特定調達品目の使用を推進するものとする。

#### ○23 埋設物の調査等

給排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行うこと。なお、給排水管等を 掘り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて、応急処置を行い、監督職員及び関係者 と協議すること。また、工事に支障となる障害物を発見した場合は、監督職員と協議すること。ただ し、容易に取り除ける障害物はこの限りではない。

#### ○24 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職 員が指示する様式(工事事故報告書)で指示する期日までに提出しなければならない。 [工事事故等が発生した場合の早期報告の徹底について]

万が一事故等が発生した場合、被災者の救護・現場の安全確保を最優先のうえ、警察・消防・労働 基準監督署等関係機関への通報と合わせ、直ちに発注機関へ通報すること。

工事事故等が発生した場合、事故の大小を問わず、直ちに監督職員へ通報すること。

なお、事故発生の速報においては、休日、時間外を問わず行うこととし、資料の有無は問わない。 また、本指示内容については、下請けを含む作業員や資機材運搬業者、交通誘導員等の工事関係者 全てに行き届くよう周知徹底すること。

#### ○25 不正軽油使用の防止対策

- (1) 本工事は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する 法律(平成 17 年 5 月 25 日法律第 51 号)を遵守すること
- (2) 本工事で使用しまたは使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機 械等の燃料には規格(JIS)に合った軽油を使用すること。また、県が使用燃料の抜き取り調 査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。

- (1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと
- (3) 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事
- 業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。 (4) さし枠装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂を積み込ま ず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- (5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長する ことのないようにすること。
- (6)取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等 運搬に使用している場合は 早急に不正状能を解消する措置を講じること。 (7)「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、
- 同法第 12 条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するこ (8) 下譜契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者
- または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除するこ

## (9)(1)~(8)のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。 〇27 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 栃木県が発注する建設工事(以下「発注工事」という。)において、暴力団員等による不当要 求または工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否すると ともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2)(1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記 載した書面により発注者に報告すること。 (3) 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの

# 被害が生じた場合には、発注者と協議を行うこと。

- ○28 工事の一時中止 (1) 契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事 現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるもの とする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入 材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関する
  - こと及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

# 受注者は、『特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律』(平成 19 年法律第 66 号) に基づ

墜落制止用器具)とする。

き、保険への加入または保証金の供託を行うものとする。

○30 墜落制止用器具の着用 「労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号」における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用 器具の規格」(平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号)による墜落制止用器具(フルハーネス型

工事名称	上三川中学校外 2 屋内運動場空調設備設置工事					
図面名称/縮尺	図面番号					
設計年月日	令和7年3月	M – 0 1				
設計者		M – O T				
発注者	上三川町					

## ● 共通工事

## •1電動機

換気扇、圧力扇、厨房機器その他これらに類するものの電動機の保護規格は、製造者規格による標

#### O2 総合調整

#### ●本工事 ○別途

●初期運転状況の記録

○風量調整 ○水量調整 ○室内外空気の温湿度の測定

○室内気流及びじんあいの測定 ○騒音の測定

〇飲料水の水質の測定(水道法施工規則(昭和32年厚生省令第45号)第10条による水質検査) 〇雑用水の水質測定(建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条の「建築物環境

試運転、調整等を実施する際には、最大需要電力(電力デマンド)を抑制するよう計画し、監督員と 協議すること。

#### <u>・3 スリーブ</u>

外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブ

●つば付き鋼管スリーブ

●鋼管またはビニル管に非加硫ブチルゴム系止水材を巻き付けて止水するスリーブ

#### ・4 配管施工の一般事項

〇建築物導入部配管の配管要領(排水及び通気配管を除く)

標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)の( ○(a) ○(b) ●(c) )による。

埋設配管がビニル管、ポリエチレン管の場合の配管要領は監督員との協議による。 都市ガス設備の配管要領はガス事業者の承認するものとする。

〇建築物エキスパンションジョイント部の配管要領

標準図(建築物エキスパンションジョイント部配管要領)の( ●(a) ○(b) )による。

〇さや管ヘッダー配管システム

13mm 以下の樹脂管には消音テープ巻きを行う。

#### ・5 管の接合

ステンレス鋼管

呼び径 65Su 以下のステンレス鋼管は拡管式メカニカル接合とする。

溶接接合における溶接部の非破壊検査

すべての溶接接合配管(〇使用圧力が 0.1MPa 未満の配管を除く)

突合せ溶接部の検査の種類

○放射線透過検査(RT) ●浸透探傷検査または磁粉探傷検査(PTまたはMT)

## ○6 勾配、吊り及び支持

電気亜鉛めっきなどによる防錆処理を施した全ねじボルトを切断して吊り用ボルトとして使用する 場合、切断面の面取り及び空気に触れる側の切断端部の防錆処理を行う。

ステンレス鋼製の吊り金物・リボルトなどを使用する場合、鋼製の配管・支持材などへの腐食の影 響を考慮する。

(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。

(2) 新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。

#### O8 保温工事 ○ 10 日本

標仕第2編第3章第1節によるほか下記による。

○防凍保温

屋外露出配管(給水管、消火管、冷温水管、膨張管、冷水管、温水管、ドレン管、弁類を含む)は 防凍保温を行う。保温材の厚さは呼び径 25 mm 以下のものは 50 mm、呼び径 32 mm以上のものは 40 mm 以

#### ●一般保温

空気調和設備工事の保温については下記による。

区分	施工箇所	保温の種別	備考
温水管	屋内露出(一般居室、廊下)	A2 · (□) · I	
(膨張管を含む。)	機械室、書庫、倉庫	B • (□) • I	
	天井内、パイプシャフト内及び空	C2 · (□) · I	
	隙壁中		
	暗渠内(ピット内を含む)	D ⋅ (□) ⋅ I	
	屋外露出(バルコニー、開放廊下を	E3 ⋅ (□) ⋅ I	
	含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所		
	(厨房の天井内は含まない。)		
蒸気管	屋内露出(一般居室、廊下)	A2 · (□) · Ⅱ	
(低圧(0.1MPa 未満)の蒸気)	機械室、書庫、倉庫	B ⋅ (□) ⋅ II	
	天井内、パイプシャフト内及び空	C2 · (□) · II	
	隙壁中		
	暗渠内(ピット内を含む)	D • (□) • II	
	屋外露出(バルコニー、開放廊下を	E3 · (ロ) · II	
	含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所		
	(厨房の天井内は含まない。)		
冷水・冷温水管	屋内露出(一般居室、廊下)	A2 · (□) · Ⅲ	
(膨張管を含む。)	機械室、書庫、倉庫	B ⋅ (□) ⋅ Ⅲ	
	天井内、パイプシャフト内及び空	C1 · (□) · Ⅲ	
	隙壁中		
	暗渠内(ピット内を含む)	$D \cdot (\Box) \cdot \Box$	
	屋外露出(バルコニー、開放廊下を	E3 ⋅ (□) ⋅ III	
	含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所		
	(厨房の天井内は含まない。)		
冷水管	機械室、書庫、倉庫	B • (/\) • IV	
(冷水温度 2~4℃)	天井内、パイプシャフト内	C1 · (/\) · IV	
ブライン管	屋内露出(一般居室、廊下)	A2 · (/\) · V	
(ブライン温度-10℃)	機械室、書庫、倉庫	B • (11) • V	
	天井内、パイプシャフト内及び空	C1 · (/\) · V	
	隙壁中		
	暗渠内(ピット内を含む)	D • (\( \cdot \cdo	
	屋外露出(バルコニー、開放廊下を	E3 · (/\) · V	
	含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所		
	(厨房の天井内は含まない。)		
冷媒管	屋内露出(一般居室、廊下)	A2 · (□) · I	
(冷媒用断熱材被覆銅管見	機械室、書庫、倉庫	B ⋅ (□) ⋅ I	
え掛り部)	屋外露出(バルコニー、開放廊下を	E3 ⋅ (□) ⋅ I	
	含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所		
	(厨房の天井内は含まない。)		

機	タ	冷水タンク		F1 ⋅ (□) ⋅ 🛚	
器	2	冷温水タンク			
	ク	温水タンク		G1 ⋅ (□) ⋅ IX	
		還水タンク			
		熱交換器			
		膨張タンク		G1 · (□) · Ⅷ	
	^	冷水ヘッダー		F1 · (□) · 🛚 🖽	屋外 F3
	ッ	冷温水ヘッダー			
	ダー	温水ヘッダー		G1 · (□) · IX	屋外 G3
	'	蒸気ヘッダー			
_	長方	形ダクト	屋内露出(一般居室、廊下)	J1 · (□) · XI	
般			機械室、書庫、倉庫	I ⋅ (□) ⋅ XI	
ダク			屋内隠ぺい・ダクトシャフト内	[ · (□) · XI	
ŕ			屋外露出(バルコニー、開放廊下を	K3 ⋅ (□) ⋅ XI	
			含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所		
			(厨房の天井内は含まない。)		
	スパ	イラルダクト	屋内露出(一般居室、廊下)	01 · (ロ) · XI	
			機械室、書庫、倉庫	N ⋅ (□) ⋅ XI	
			屋内隠ぺい・ダクトシャフト内	N ⋅ (□) ⋅ XI	
			屋外露出(バルコニー、開放廊下を	P3 ⋅ (□) ⋅ XI	
			含む)及び浴室、厨房等の多湿箇所		
			(厨房の天井内は含まない。)		
2344	*	サプライチャンバー		$M \cdot (\Box) \cdot X$	
月 内	音	消音チャンバー		L • (□) • VII	
M	HП	消音エルボ			
排	煙	長方形	屋内隠ぺい	I・(イ)・XI	
ダ!	ナト	円形	屋内隠ぺい	$N \cdot (\mathcal{A}) \cdot XI$	
jan.	**	長方形		H1・(イ)・X	
煙	円形			H1・(イ)・X	

#### 給排水衛生設備工事の保温については下記による。

	区分	施工箇所	保温の種別	備考
管	給水管(〇消火管)	屋内露出(一般居室、廊下)	a2 • (□) • Ⅷ	
_		機械室、書庫、倉庫	b • (□) • VII	
继手		天井内、パイプシャフト内及	c • (□) • VII	
ž		び空隙壁中		
<u>ار</u>		暗渠内(ピット内を含む)	d • (ハ) • Ⅷ	
Ę		屋外露出(バルコニー、開放廊	e3 · (/\) · VII	
Ė		下を含む)及び浴室、厨房等の		
頂おるい		多湿箇所		
0		(厨房の天井内は含まない。)		
	排水及び通気管	屋内露出(一般居室、廊下)	a2 · (□) · Ⅷ	
		機械室、書庫、倉庫	b • (□) • VII	
		天井内、パイプシャフト内及	c • (□) • VII	
		び空隙壁中		
		浴室、厨房等の多湿箇所(厨房	e3 · (/\) · VII	
		の天井内は含まない。)		
	給湯管	屋内露出(一般居室、廊下)	a2 · (□) · I	
	(膨張管を含む。)	機械室、書庫、倉庫	b • (□) • I	
		天井内、パイプシャフト内及	c • (□) • I	
		び空隙壁中		

		び空隙壁中		
		暗渠内(ビット内を含む) 屋外露出(バルコニー、開放廊 下を含む)及び浴室、厨房等の 多湿箇所(厨房の天井内は含ま ない。)	d·(□)· I e3·(□)· I	
機器	鋼板製のタンク		f1 ⋅ (□) ⋅ Ⅷ	屋外 f3
器	貯湯タンク		g1 ⋅ (□) ⋅ 🛚 🖽	屋外 g3
	排気筒	隠ぺい箇所	h・(イ)・IX	

## 公共住宅工事における給排水衛生設備工事の保温については下記による。

_	区分	施工箇所	保温の種別	備考
	給水管	屋内露出(一般居室、廊下)	a2 · (□) · VII	
		機械室、書庫、倉庫	b • (□) • VII	
		メーター室内		
		階下のあるトレンチ内		
		天井内、木造壁内、空隙壁中	c • (□) • VII	
		台所流し台裏及び浴室ユニッ		
		卜内		
		住戸内のパイプシャフト内		
		住戸外のパイプシャフト内		
		階下のないトレンチ内	d • (/\) • VII	
		暗渠内(ピット内を含む)		
		屋外露出(バルコニー、開放	e3 · (/\) · VII	
		廊下を含む)		
ł	排水及び通気管	屋内露出(一般居室、廊下)	a2 · (□) · VII	
	2002	機械室、書庫、倉庫	b • (□) • VII	
		階下のあるトレンチ内	_	
		天井内、木造壁内、空隙壁中	c • (□) • VII	
		住戸内のパイプシャフト内	- (	
ł	給湯管	屋内露出(一般居室、廊下)	a2 · (□) · I	
	(膨張管を含む。)	機械室、書庫、倉庫	b • (□) • I	
		メーター室内	2 (-/ 1	
		階下のあるトレンチ内		
		天井内、木造壁内、空隙壁中	c • (□) • I	
		スラブ、床板間転がし配管		
		台所流し台裏及び浴室ユニッ		
		ト内		
		浴室ユニット下部の配管及び		
		ネダフォーム下部		
		住戸内のパイプシャフト内		
		住戸外のパイプシャフト内		
		階下のないトレンチ内	d • (□) • I	
		暗渠内(ピット内を含む)	, -	
		屋外露出(バルコニー、開放	e3 · (□) · I	
		廊下を含む)	(-, 1	
+	鋼板製のタンク	m. CDO/	f1 · (□) · Ⅷ	屋外 f3
ł	貯湯タンク		g1 · (□) · IX	屋外 g3
ł	排気筒	隠ぺい筒所	h・(イ)・IX	AE 71" 80
		<u>  隠ぺい画別</u> 紙+アルミガラスクロス ●アル		

## ○9 塗装工事

下記の金属電線管は塗装を行う。

●屋外露出部 ○屋内露出部 ○

下記の保温を行わないダクトは、塗装を行わない。

#### ○10 仮設工事

(1) 本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。

(2) 足場及び作業構会の類 〇本工事で設置する。

〇改修標仕第1編2.2.1によるほか下記による。

〇内部足場の種別(〇 種 〇 種)

○外部足場の種別(○ 種 ○ 種) 〇別契約の関係請負者が定置したものを無償で使用できる。

## ·11 地業工事

下記の基礎部には捨コンクリート地業を行う。

〇受水槽 〇浄化槽 〇

## <u>・12 コンクリート工事</u>

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、施工に先立ち配合計画書を監督職員に提出す る。

#### 13 鋼材工事

屋外部分の材料 ●溶融亜鉛めっき(● 2 種 35) ○ステンレス鋼製(SUS304)

## ● 空気調和設備

#### O1 設計温湿度

	外気				屋内(調整目標)						
	ファメL		アリーナ系統								
	温度(DB)	湿度	(RH)	温度(	DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度 (RH)	温度(DB)	湿度(RH)	
夏期	32.0 ℃	55. 5	%	28. 0	°C	%	°C	%	°C	%	
冬季	−0.8 °C	42. 6	%	20.0	°C	%	°C	%	°C	%	

## 2 鋼板製煙道

付属品(取付位置は図示による。)

○ばい煙濃度計の取付座 ○ばいじん量測定口 ○伸縮継手 ○掃除口

#### 3 ダクト

○低圧ダクト

Oコーナーボルト工法(●共板フランジ工法 Oスライドオンフランジ工法)

〇アングルフランジエ法

Oスパイラルダクト

〇高圧1ダクト(適用範囲は図示による。)

〇ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。

#### 4 風量測定口

取付け位置は図示

## ・5 チャンバー

(1) 消音内貼を施すチャンバーの表示寸法は外寸とする。

(2) 空気調和機に用いるサプライチャンバー、レタンチャンバー及びダクトの分岐・合流に用いる 消音内貼りを施したチャンバーには点検口を設ける。(寸法は図示による。)

## 〇6 配管材料

冷温水管 0 **蒸**氨管給氨管 還管 ●冷媒用断熱材被覆銅管

(3) ガラリに直接取付けるチャンバー類は雨水等の滞留のないよう施工する

膨張管、空気抜き管、ドレン管(蒸気管・ボイラ等)及び 膨張タンクよりボイラ等への補給水管

空気調和機及びファンコイルユニットの排水管・ドレン管 〇 • 7 弁類

JIS または JV O5K O10K(図示部分)

65A以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。

〇鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。

〇ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。

## ・8 圧力計、連成計及び水高計

取付け位置は図示による。

# • 9 温度計

取付け位置は図示による。

・10 油面制御装置

油面制御盤には下記の端子を設ける。

○絵油ポンプ制御 〇満油警報 ○遠隔警報 〇返油ポンプ制御 〇減油警報 なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。

○雷磁弁制御

## • 11 保温

〇空気調和機ダクトの保温(施工範囲は図示による。)

○外気(OA) ○給気(SA) ○還気(RA) ○( 〇膨張タンクよりボイラ等への補給水管の保温は、共通工事 8 保温工事の温水管の項による。

〇建物内の空気抜き管の保温は、共通工事 8 保温工事の温水管の項による。 〇空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、共通工事 8 保温工事の排水管の項によ

## 〇 換気設備

#### <u>・1ダクト</u>

〇低圧ダクト

Oコーナーボルト工法(●共板フランジ工法 Oスライドオンフランジ工法) 〇アングルフランジ工法

○スパイラルダクト

〇高圧 1 ダクト(適用範囲は図示) 〇ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。 〇厨房排気系統の長方形ダクトの板厚は、標仕より1番手厚いものを使用する。

取付け位置は図示による。

## ・3 排気ダクトのシール

〇浴室(シャワー室、脱衣室を含む)系統 〇厨房系統

#### 4 チャンバー

空気調和設備の当該項目による。

〇全熱交換器ダクトの保温(施工範囲は図示)

●外気(OA) ○給気(SA) ○還気(RA) ●排気(EA) ○(

〇隠ぺい部ダクトの保温仕様 h・(イ)・IXの適用(施工範囲は図示) ○厨房 ○湯沸室 ○(

#### 〇 排煙設備

#### <u>・1ダクト</u>

●亜鉛鉄板製 〇鋼板製

#### • 2 排煙口

型式は図示による。

手動開放装置 〇電気式 〇ワイヤー式 遠隔開放操作 〇要 〇不要

#### 3 排煙風量測定

建築設備定期検査業務基準書((一財)日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準ず

#### 〇 自動制御設備

#### 1構成その他

図示による。

#### ・2 電気計装工事の配線

屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。

#### 〇 衛生器具設備

# 1和風便器

〇耐火カバーを設置する。(下部がピット及び土間部を除く。)

#### ・2 洗面器及び手洗器

水栓は止水栓付属とする。

4 衛生器具ユニット

# • 3 衛生器具附属水栓

〇水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。

# ユニットの配管材料は、別図衛生器具ユニットの仕様表とする。

取付け位置 〇大便器 〇小便器 〇 〇陶器製 〇

工事名称	上三川中学校外 2 屋內運動場空調設備設置	工事
図面名称/縮尺	特記仕様書(その2)	図面番号
設計年月日	令和7年3月	M – 0 2
設計者		WI — 0 2
発注者	上三川町	

```
〇 給水設備
•1配管材料
  給水引込管(直結部分) 水道事業者の指定による O
  地中埋設部
   〇水道用ポリエチレン二層管 〇水道配水用ポリエチレン管
   ○塩ビライニング鋼管(SGP-VD) ○
   一般部
   ○塩ビライニング鋼管 (SGP-VA) ○塩ビライニング鋼管 (SGP-VB)
•2 水栓
  〇台所流し用の水栓は泡沫式とする。
  〇水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。
  ○凍結防止機能付水栓(サーモエレメント式)を設置する。(取付け位置は図示)
  〇親メーター(〇貸与品 〇
  ○子メーター(○買い取り ○ )
• 4 量水器桝
  ○水道事業者指定品(○貸与品 ○買い取り) ○標準図 MC 形
•5 弁類
  JISまたはJV 〇水道直結部分(〇10K 〇 )
         ○その他の部分(○5K ○
  〇ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする
  管の上端より原則として、一般敷地は(30cm)構内道路は(60cm)以上とする。
   ただし、凍結深度以上とする。
  埋戻しは管の上端より100mmまでは山砂を使用する。
7水栓柱
  〇合成樹脂製 〇アルミニウム合金製
•8引込納付金等
  〇要(〇本工事 〇別途工事) 〇不要
                   〇 排水設備
•1配管材料
              〇排水用塩ビライニング鋼管
                                〇耐火二層管
   屋内 汚水管
               〇ビニル管(VP)
               〇排水用塩ビライニング鋼管
       雑排水管
                                〇耐火二層管
               〇ビニル管(VP)
                                〇耐火二層管
       通気管
               〇鋼管(白管)
               〇ビニル管(VP)
   屋外 第一桝まで
              〇ビニル管(VP)
                                〇ビニル管(VU)
              Oビニル管(VP)
                                〇ビニル管(VU)
       桝間
  ビニル管 (VP) はカラー管とする。
  ただし、露出配管以外の部分は、JISに規定の標準色とすることができる。
・2 洗面器等の排水管
  洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。
  大便器、小便器、洗面器及び掃除流しとの接続管はビニル管(VP)とする。
  〇台所流し等の床上露出部分の配管はビニル管(VP)でもよい。
・3 満水試験継手
  取付け位置は図示による。
• 4 放流納付金等
  〇要(〇本工事 〇別途工事) 〇不要
                   〇 給湯設備
1配管材料
  〇給湯用塩ビライニング鋼管 〇ステンレス管 〇
•2弁類
  JIS または JV O5K O10K(図示部分)
  〇ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする
                   〇 消火設備
• 1 配管材料
   屋内消火栓
         一般 〇鋼管(白管)
              〇外面被覆鋼管(SGP-VS) 〇
          地中
          一般
   連結送水管
                   〇 厨房設備
1厨房用熱源
・2機器の機能等
  図示による。
3機器の寸法
  概略寸法とする
                   ● ガス設備
O1配管材料
   〇都市ガスガス 事業者の供給規定による。
   ●液化石油ガス 一般 ●鋼管(白管)
               ●合成樹脂被覆鋼管
2 充てん容器その他
   OLP ガス容器(貸与品)
                (●50kg ○20kg ○10kg)×( )本
   〇バルク貯槽
                貯蔵量()kg
```

```
○3 集合装置
  標準図(液化石油ガス容器廻り配管要領)による(7)本立て。
○4 転倒防止等
  ボンベ庫に合わせ適宜転倒防止措置をとること。
<u> 05 メーター</u>
  ●親メーター (●買い取り ○
  〇子メーター (〇買い取り 〇 )
6 ガス漏れ警報器
 〇本工事(設置場所は図示による。) 〇別途工事
O7 漏洩検知装置
 ●要 ○不要
8 電気防食
  〇要 〇不要
•9 引込負担金等
  〇要(〇本工事 〇別途工事) 〇不要
                 〇 排水処理設備
1設備方式
  〇排水再利用 〇厨房除害 〇浄化槽
•2 仕様等
  図示による。
                 〇 雨水利用設備
1設備方式
```

○ 改修・撤去工事

・1 撤去内容

図示による。

• 2 配管材料

図示による。

2 化学物質の濃度測定

施工完了時に室内空気中の濃度測定を行い、測定結果をまとめて報告する。 測定する化学物質の種類 ●ホルムアルデヒド ●トルエン ●キシレン ●エチルペンゼン ●スチレン ○パラジクロロペンゼン 測定方法 パッシブ型採取機器により行う。

 湖定対象室
 図示による。

 湖定箇所数
 図示による。

 着工前の測定
 〇行う 〇行わない

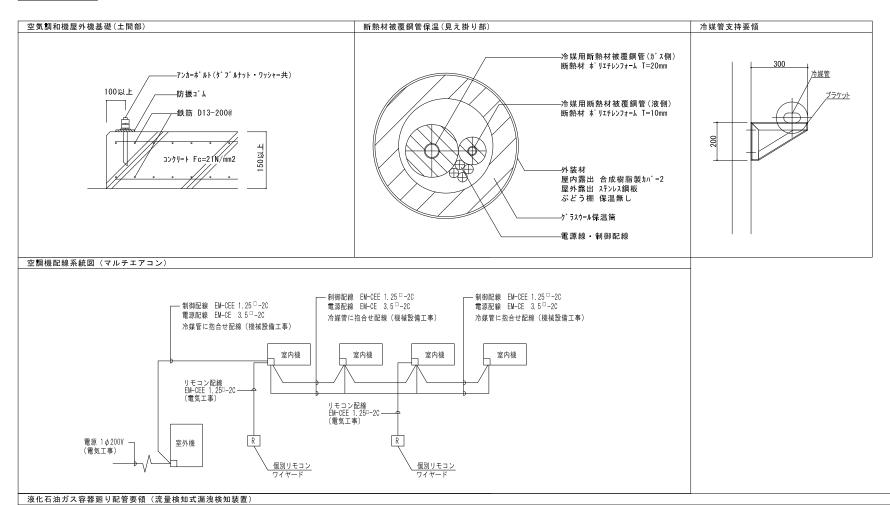
別表一1 他工事との取り合い

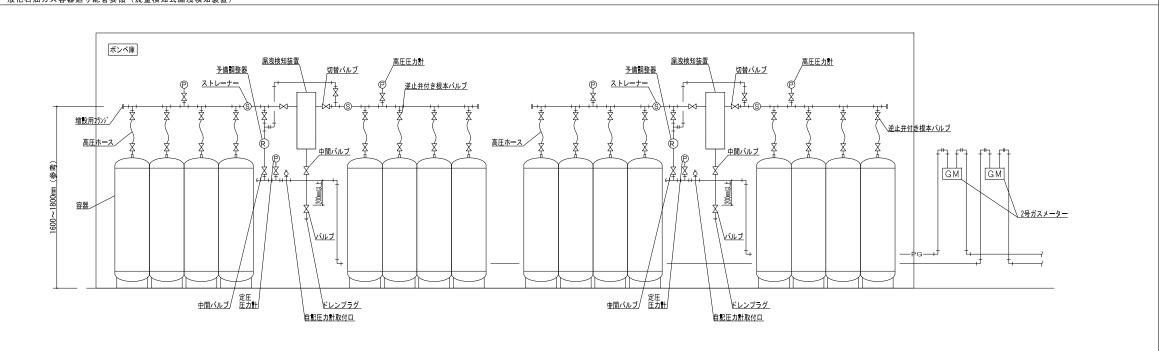
				●印を	適用	する
工事内容	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	塗装工事	昇降機設備工事	
仮設電力の引込み (分電盤・キュービクルまで)	•	0	0	0	0	0
仮設電力の引込み (分電盤・キュービクル以降)	•	•	•	0	0	0
仮設電力の電気料	•	•	•	•	•	0
本受電後の電気基本料金	0	•	0	0	0	0
本受電後引渡しまでの電気使用料	•	•	•	•	•	0
仮設水道の引込み (メーターまで)	•	0	0	0	0	0
仮設水道の引込み (メーター以降)	•	•	•	•	•	0
仮設水道及び本設後引き渡しまでの使用料	•	•	•	•	•	0
梁・壁・床の開口、貫通、埋込部のスリーブ・型枠(電気、機械の配管等)	0	•	•	0	0	0
すべての開口、貫通、埋込部の補強	•	0	0	0	0	0
屋上に設置する機器の基礎(電気及び機械機器)	•	0	0	0	0	0
屋内及び屋外に設置する機器の基礎(電気及び機械機器)	0	•	•	0	0	0
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の位置・墨出し	0	•	•	0	0	0
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強を要しない場合の切込み	0	•	•	0	0	0
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強を要する場合の切込み	•	0	0	0	0	0
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強	•	0	0	0	0	0
天井換気扇の取付	0	0	•	0	0	0
壁・窓用換気扇の取付	0	0	•	0	0	0
壁・窓用換気扇取付枠	•	0	0	0	0	0
点検口の取付(床・壁・天井・PS等)	•	0	0	0	0	0
防煙ダンパー	0	0	•	0	0	0
防煙 ダンパー用煙感知器の配管・配線	0	0	0	0	0	0
床仕上げ材の穴あけ(フローリングブロック等)	•	•	0	0	0	0
ルーフドレイン及び縦どい(桝及び側溝までの配管)	•	0	0	0	0	0
配線ピット及び蓋	•	0	0	0	0	0
電極棒及びフロートスイッチ	0	0	0	0	0	0
自動扉、電動シャッター、電動スクリーン及び電動カーテン等2次側配線	•	•	0	0	0	0
機械設備の制御、操作盤への電源供給制御	0	0	0	0	0	0
機械設備の制御、操作盤の2次側配線	0	•	•	0	0	0
天井吊り形放熱器(FCU等)と操作スイッチとの配管・配線・接地工事	0	0	0	0	0	0
消火栓箱総合盤用穴あけ	0	0	•	0	0	0
設備機器のインターロックの配管・配線	0	0	0	0	0	0
電気設備のフェンス・金網	0	•	0	0	0	0
ガス漏れ警報器(単設型)	0	•	•	0	0	0
ガス漏れ警報器(集中監視型)	0	0	0	0	0	0
ガス漏れ警報用器用コンセント	0	•	0	0	0	0
造り付け流し台	•	•	0	0	0	0
造り付け流し台排水トラップ	•	0	0	0	0	0
既製流し台及び排水トラップ (ガス台・洗面化粧台等を含む)	0	0	•	0	0	0
既製吊戸棚	•	0	0	0	0	0

既製吊戸棚	•	0	0	0	0	0
鏡(姿見は建築工事)	0	0	•	0	0	0
昇降機の出入口開口の型枠	•	0	0	0	0	0
昇降機の乗場ボタン、インジケーター配管用スリーブ及び型枠	•	0	0	0	0	0
昇降機のビット内保守用コンセント	0	•	0	0	0	0
外壁 取 付ガラリ、 排 煙口	•	0	0	0	0	0
体育館などの器具・安定器など取付下地金物	•	0	0	0	0	0
昇降機インターホンの配管・配線	0	•	0	0	0	0

工事名称	上三川中学校外2屋內運動場空調設備設置工事						
図面名称/縮尺	特記仕様書(その3)	図面番号					
設計年月日	令和7年3月	M - 0 3					
設計者		M - 0 3					
発注者	上三川町						

要領図





工事名	No.
上三川中学校外2屋内運動場空調設備設置工事	06155
図 名	<del>設計</del> R07.03
要領図	<sup>縮尺</sup> A1: N, S A3:N, S
	<sup>図面N</sup> 。 M ─0 4
	承 検
	認 図

# 凡例

記号	名 称		仕	様		
—— R ——	冷 媒 管	冷媒用被覆銅管			(被覆厚 ガス管20mm,液管10mm)	
—— D ——	ドレン管	硬質塩化ビニル配管			(VP)	JIS-K-6741

# 空調機器表

# 上三川中学校

記号	名 称	仕 様	電相	気	容 量 kW	設置場所	数量	備考(参考型番)
GHP-1	ガスヒートポンプパッケージ エアコン	電源自立型空調 ハイパワープラス マスター機 冷房能力:56.0kW 暖房能力:63.0kW 停電時自立発電モード				屋外	1	GSHDP560DM
		冷房能力:45.0kW 暖房能力:50.0kW 燃料消費量 冷房:41.9kW 暖房:39.7kW						
		ガスエンジン定格出力: 12.4kW 室外機FAN 付属品: 自立運転切替スイッチ、分岐管、防振架台、標準品一式	1	200	0.75×2			
GHP−1−1 ~	ガスヒートポンプパッケージ エアコン	天井吊形 冷房能力: 14.0 kW 暖房能力: 16.0 kW				アリーナ	4	FGXHP140NA
GHP-1-4		室内機FAN 付属品:リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、防球ガード、吊架台、上部カバー、 遠隔制御アダプター、セントラルステーション適温適所mini、標準品一式	1	200	0.3			
GHP-2	ガスヒートボンブパッケージ エアコン	電源自立型空調 ハイパワープラス サブ機 冷房能力:56,0kW 暖房能力:63,0kW 停電時自立発電モード 冷房能力:45,0kW 暖房能力:50,0kW 燃料消費量 冷房:41.9kW 暖房:39.7kW ガスエンジン定格出力:12,4kW				屋外	1	GSHDP560DS
		室外機FAN 付属品:分岐管、防振架台、標準品一式	1	200	0.75×2			
GHP-2-1 ~ GHP-2-4	ガスヒートポンプパッケージ エアコン	天井吊形 冷房能力: 14.0 kW 暖房能力: 16.0 kW 室内機FAN 付属 品:リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、防球ガード、吊架台、上部カバー、 遠隔制御アダプター、標準品一式	1	200	0.3	アリーナ	4	FGXHP140NA
	LPガス容器フェンス	50kg容器 16本用 W4010×D990×H1908 付属品:標準品一式				屋外	1	YF-800W

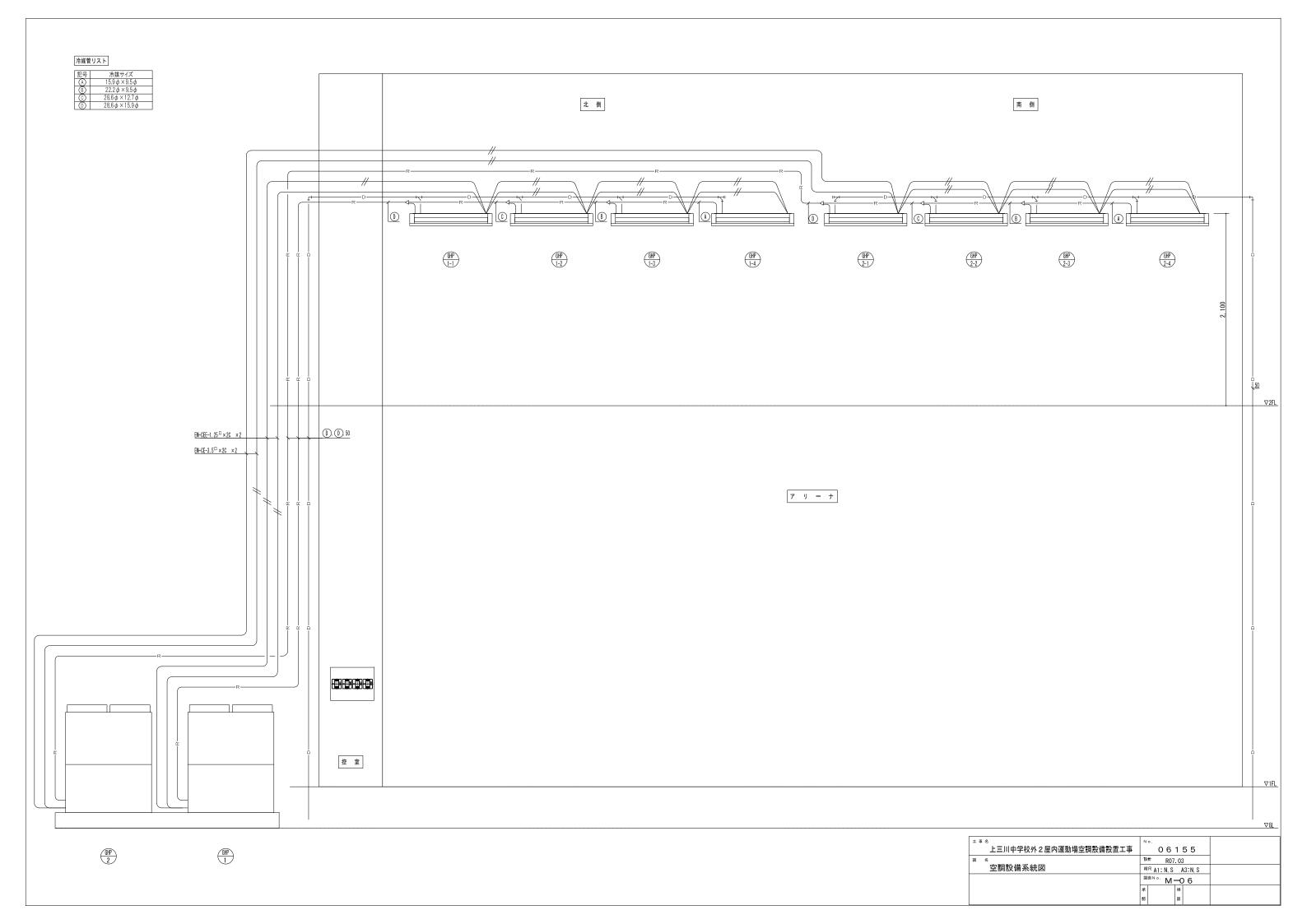
# 明治中学校

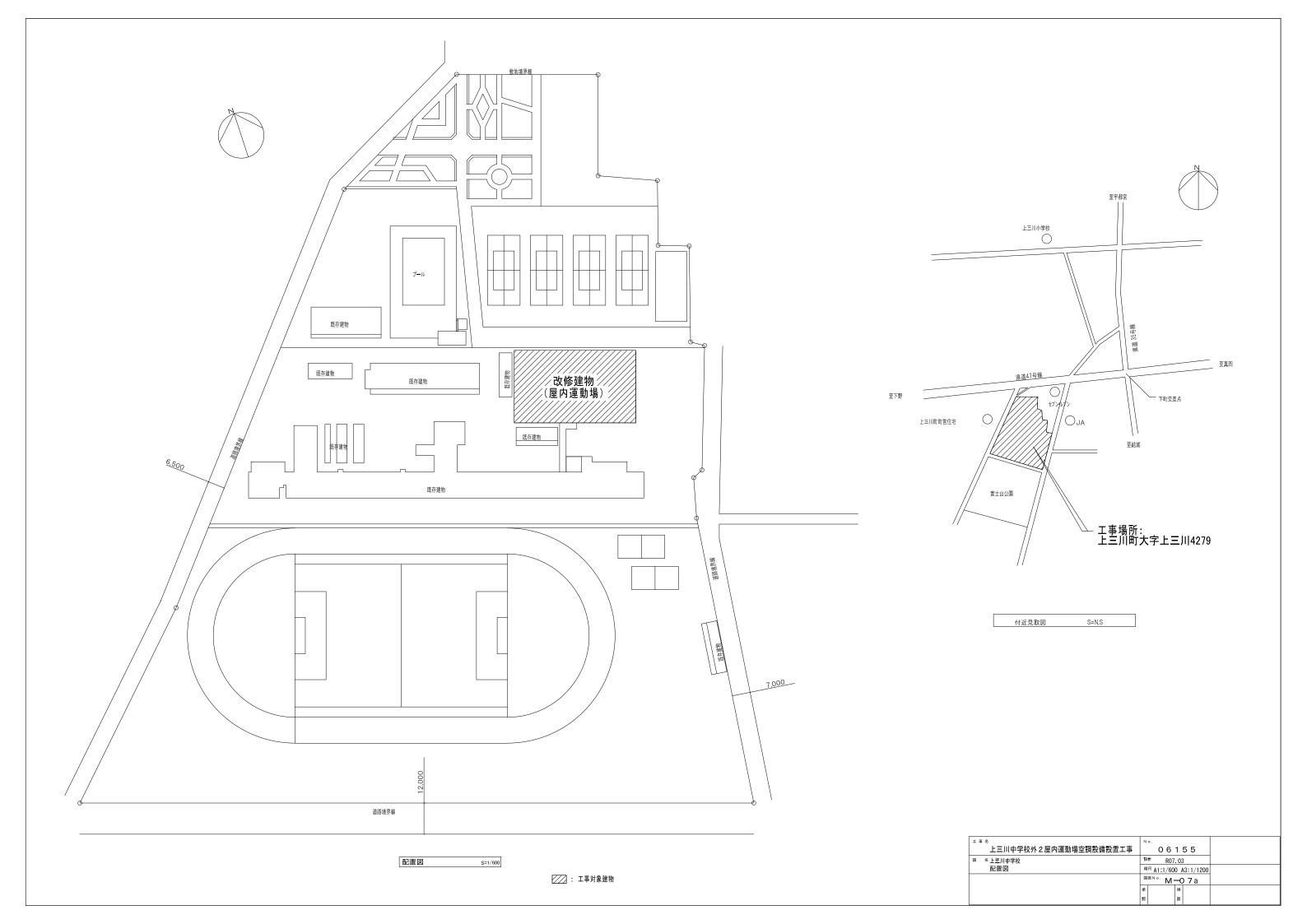
記号	名 称	仕 様	電相	気	容量 kW	設置場所	数量	備考(参考型番)
GHP-1	ガスヒートポンプバッケージ エアコン	電源自立型空調 ハイパワープラス マスター機 冷房能力:56.0kW 暖房能力:63.0kW 停電時自立発電モード 冷房能力:45.0kW 暖房能力:50.0kW 燃料消費量 冷房:41.9kW 暖房:39.7kW ガスエンジン定格出力:12.4kW 室外機FAN 付 属 品:自立運転切替スイッチ、分岐管、防振架台、標準品一式	1	200	0.75×2	屋外	1	GSHDP560DM
GHP-1-1 ~ GHP-1-4	ガスヒートポンプバッケージ エアコン	天井吊形 冷房能力: 14.0 kW 暖房能力: 16.0 kW 室内機FAN 付属 品:リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、防球ガード、吊架台、上部カバー、 遠隔制御アダプター、セントラルステーション適温適所mini、標準品一式	1	200	0.3	アリーナ	4	FGXHP140NA
GHP-2	ガスヒートポンプパッケージ エアコン	電源自立型空調 ハイパワープラス サブ機 冷房能力:56.0kW 暖房能力:63.0kW 停電時自立発電モード 冷房能力:45.0kW 暖房能力:50.0kW 燃料消費量 冷房:41.9kW 暖房:39.7kW ガスエンジン定格出力:12.4kW 室外機FAN 付 属 品:分岐管、防振架台、標準品一式	1	200	0.75×2	屋外	1	GSHDP560DS
GHP-2-1 ~ GHP-2-4	ガスヒートポンプバッケージ エアコン	天井吊形 冷房能力: 14.0 kW 暖房能力: 16.0 kW 室内機FAN 付属品:リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、防球ガード、吊架台、上部カバー、 遠隔制御アダプター、標準品一式	1	200	0.3	アリーナ	4	FGXHP140NA
	LPガス容器フェンス	50kg容器 16本用 W4010×D990×H1908 付 属 品:標準品一式				屋外	1	YF-800W

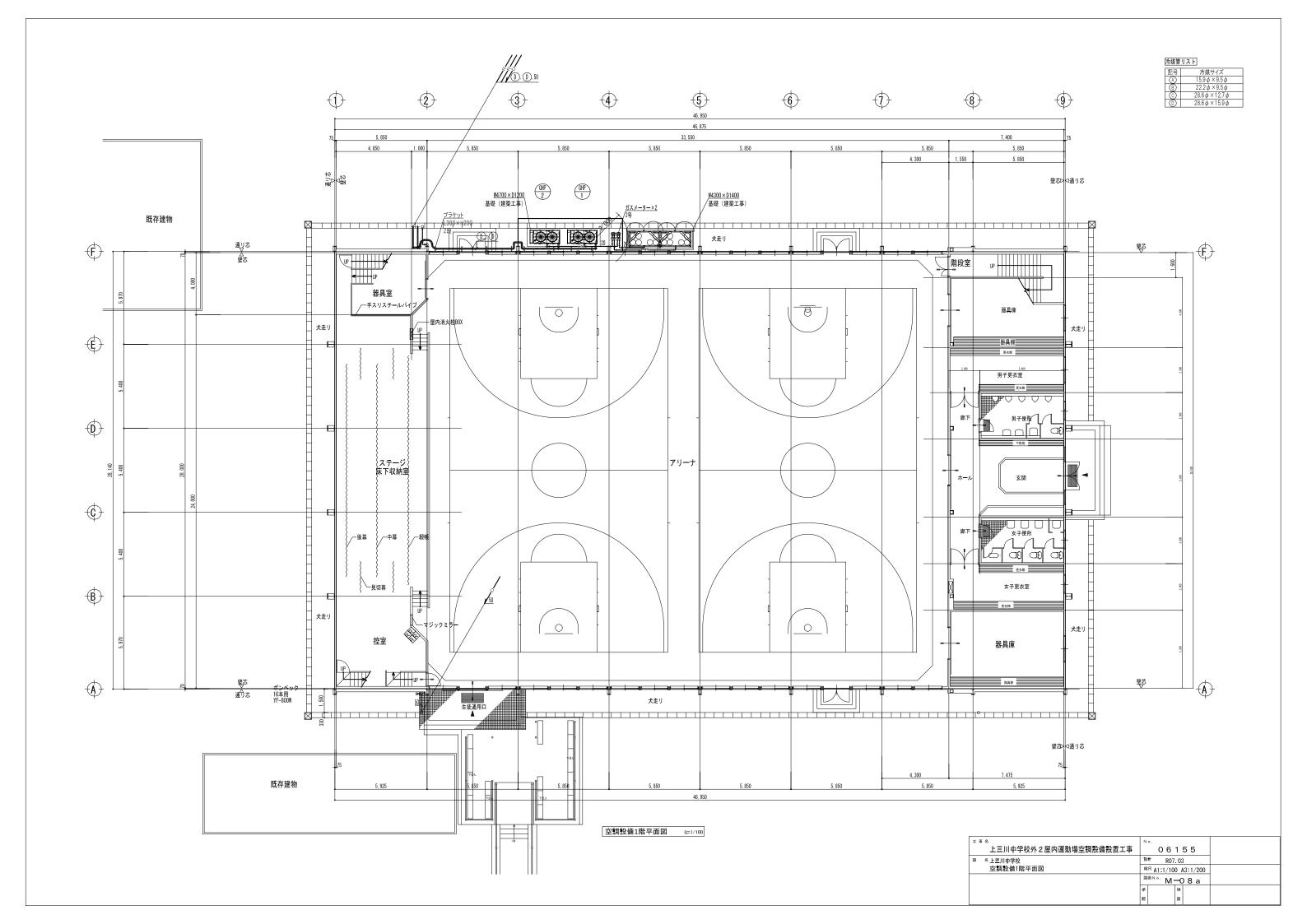
# 本郷中学校

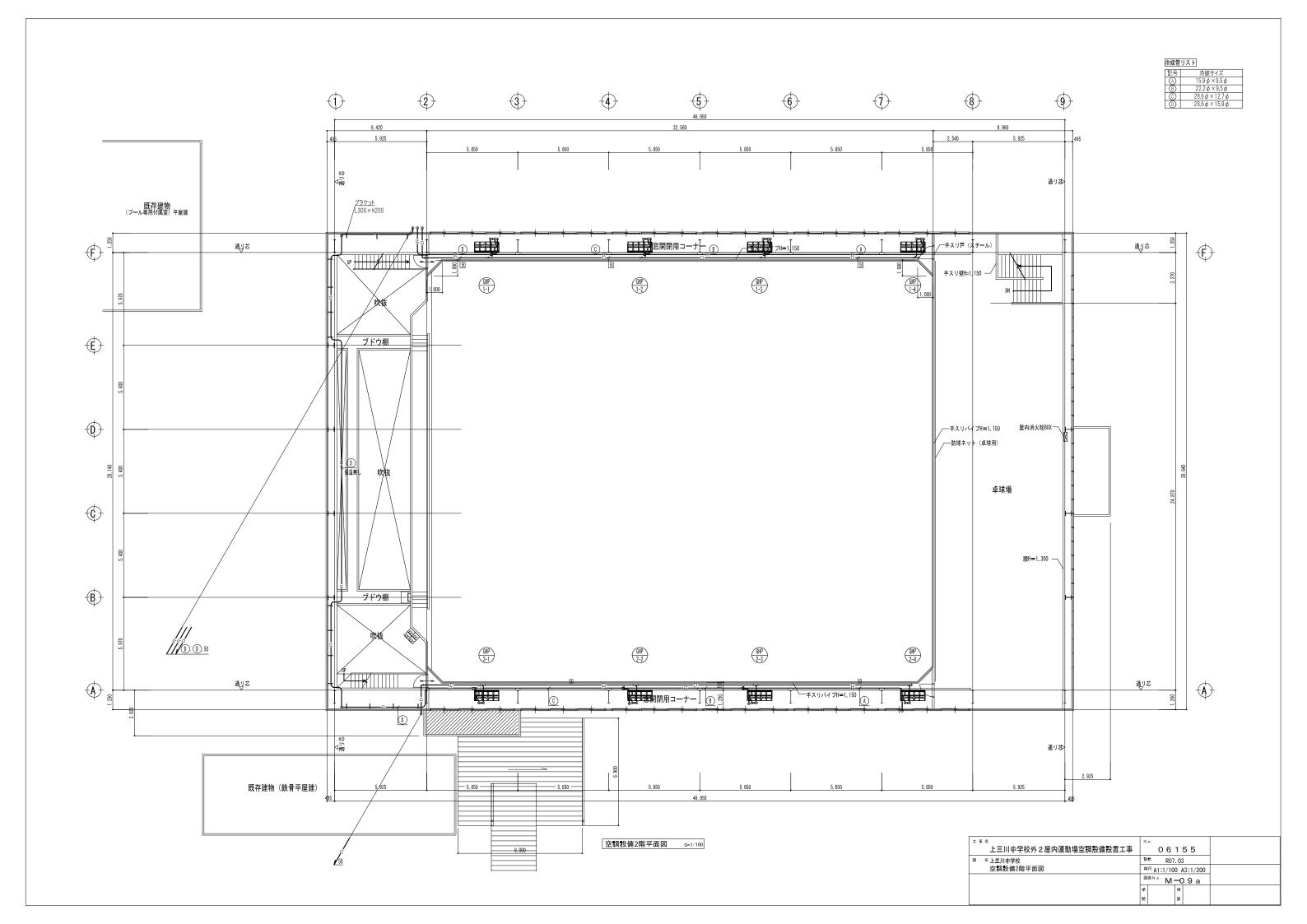
記号	名 称	↓ 仕 様	電	気	容量	設置場所	数量	備考(参考型番)
E 75	4 你	1上 1束	相	٧	kW	政 恒 場 川	数 里	(参考型番
GHP-1	ガスヒートポンプバッケージ エアコン	電源自立型空調 ハイパワープラス マスター機 冷房能力:56.0kW 暖房能力:63.0kW 停電時自立発電モード 冷房能力:45.0kW 暖房能力:50.0kW 燃料消費量 冷房:41.9kW 暖房:39.7kW ガスエンジン定格出力:12.4kW				屋外	1	GSHDP560DM
		室外機FAN 付属品:自立運転切替スイッチ、分岐管、防振架台、標準品一式	1	200	0.75×2			
GHP-1-1	ガスヒートポンプパッケージ	天井吊形				アリーナ	4	FGXHP140NA
~ GHP-1-4	エアコン	<ul><li>冷房能力: 14.0 kW 暖房能力: 16.0 kW 室内機FAN</li><li>付属品: リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、防球ガード、吊架台、上部カバー、 遠隔制御アダプター、セントラルステーション適温適所mini、標準品一式</li></ul>	1	200	0.3			
GHP-2	ガスヒートポンプパッケージ エアコン	電源自立型空調 ハイパワープラス サブ機 冷房能力:56.0kW 暖房能力:63.0kW 停電時自立発電モード 冷房能力:45.0kW 暖房能力:50.0kW 燃料消費量 冷房:41.9kW 暖房:39.7kW ガスエンジン定格出力:12.4kW 室外機FAN 付属品:分岐管、防振架台、標準品一式	1	200	0.75×2	屋外	1	GSHDP560DS
GHP-2-1 ~ GHP-2-4	ガスヒートポンプバッケージエアコン	天井吊形 冷房能力: 14.0 kW 暖房能力: 16.0 kW 室内機FAN 付属品・リモコンスイッチ、ドレンアップメカ、防球ガード、吊架台、上部カバー、 遠隔制御アダプター、標準品一式	1	200	0.3	アリーナ	4	FGXHP140NA
	LPガス容器フェンス	50kg容器 16本用 W4010×D990×H1908 付属品·標準品一式				屋外	1	YF-800W

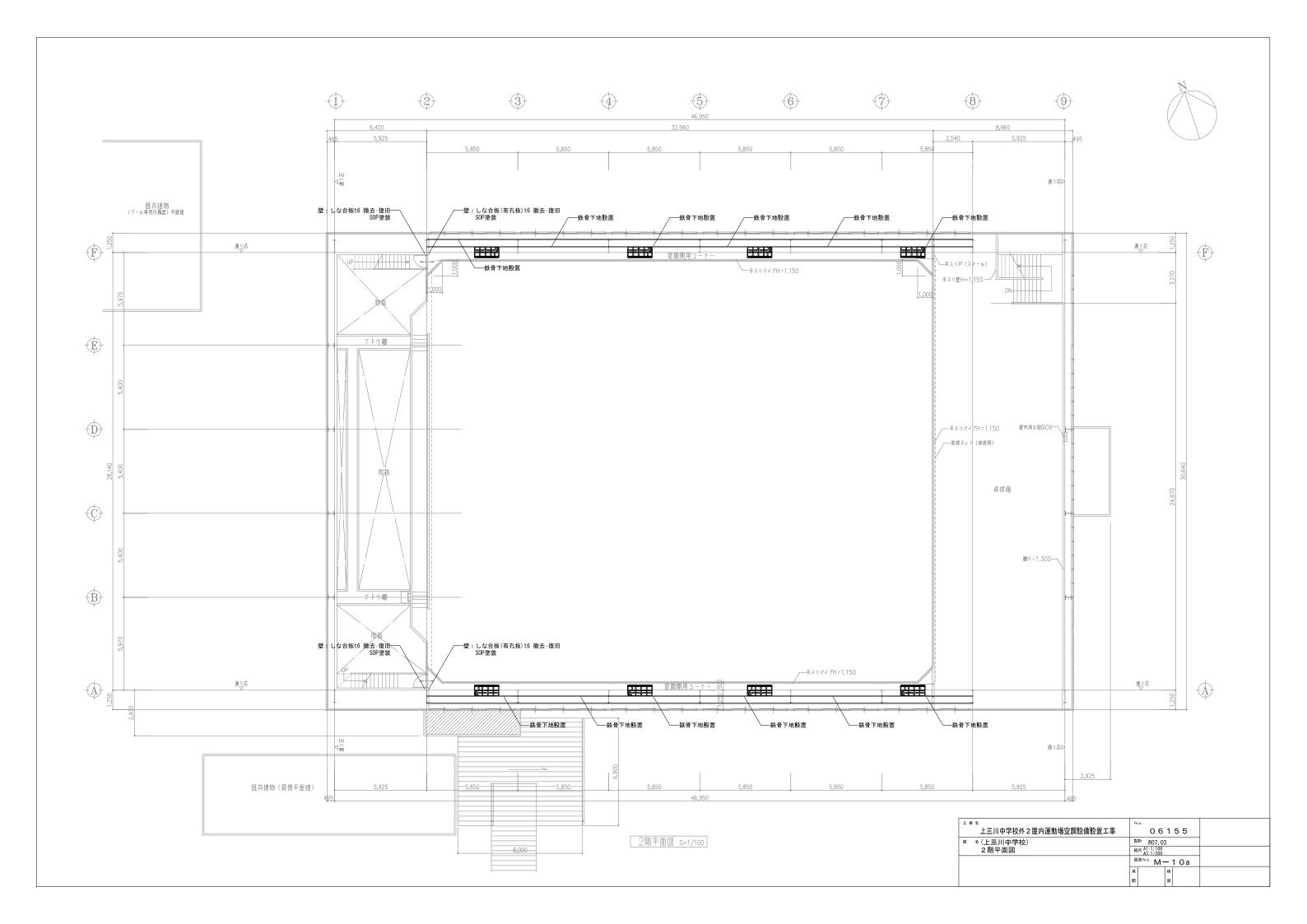
工事名	N	٥.			
上三川中学校外2屋内運動場空調設備設置工事		061	1	5 5	
図 名	19	R07.	03	3	
凡例・空調機器表	25	<sup>RR</sup> A1: N, S	S /	N3:N, S	
	区	<sub>Пши</sub> 。 М –	-c	5	
	承		検		
	認		図		

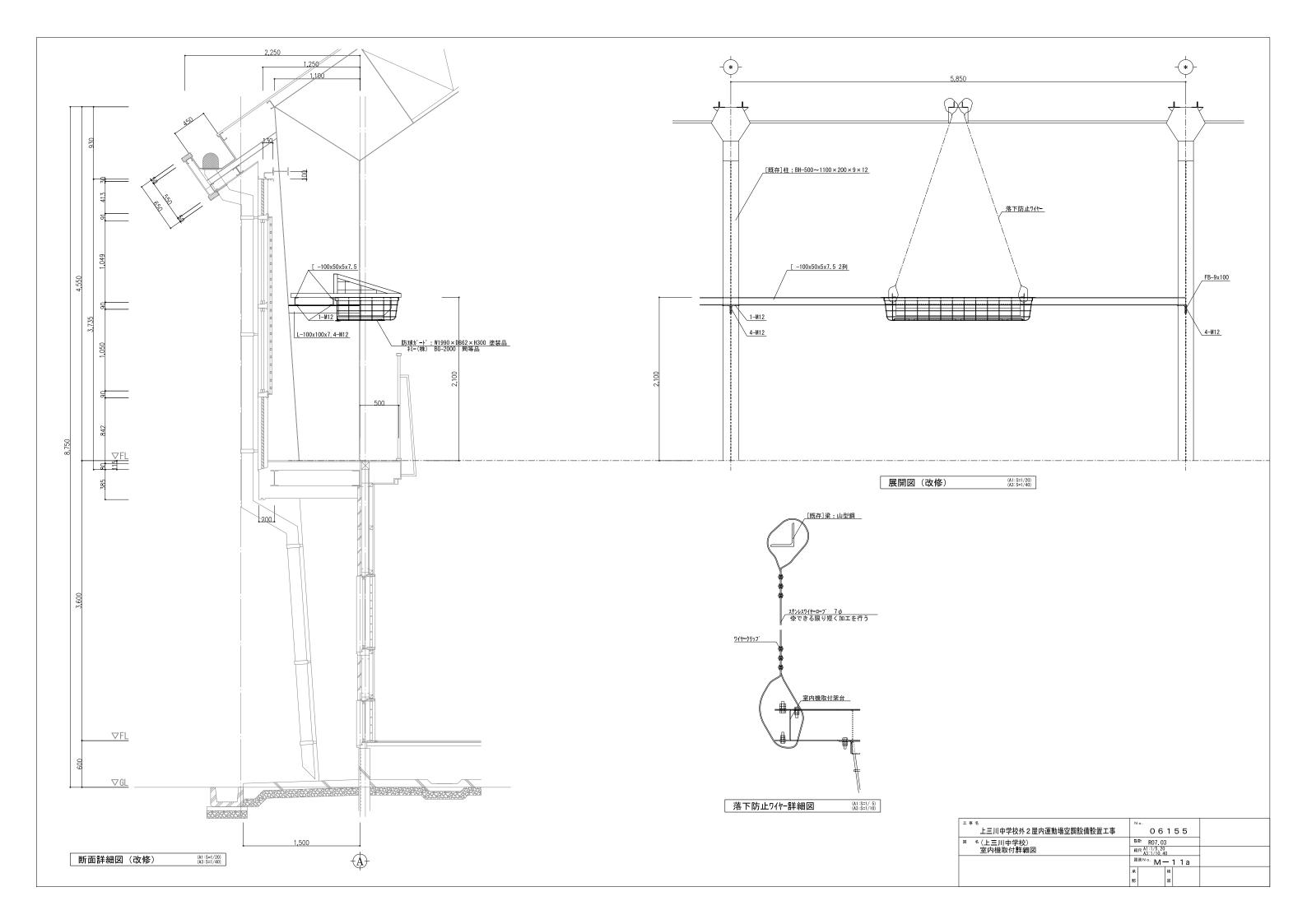


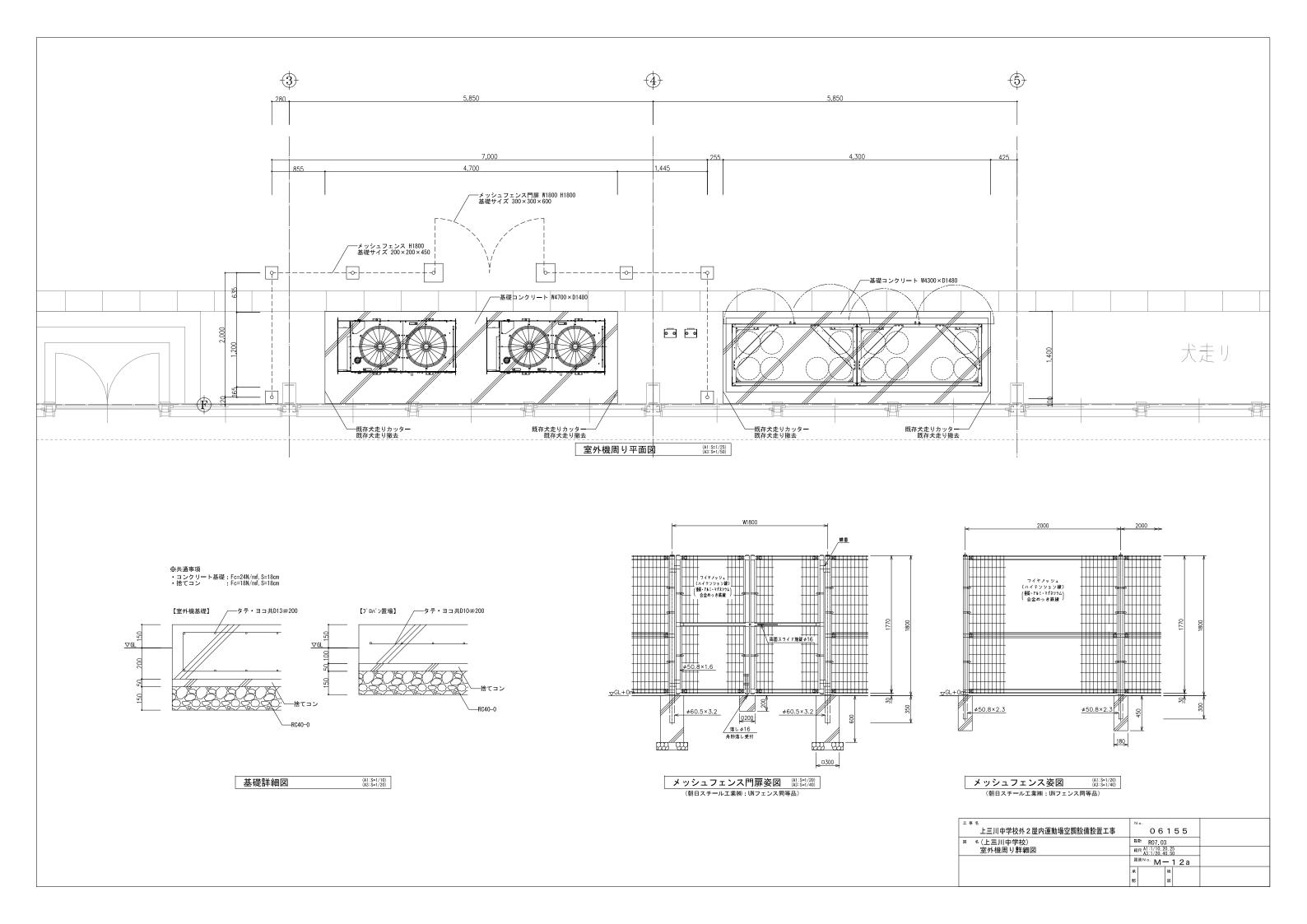


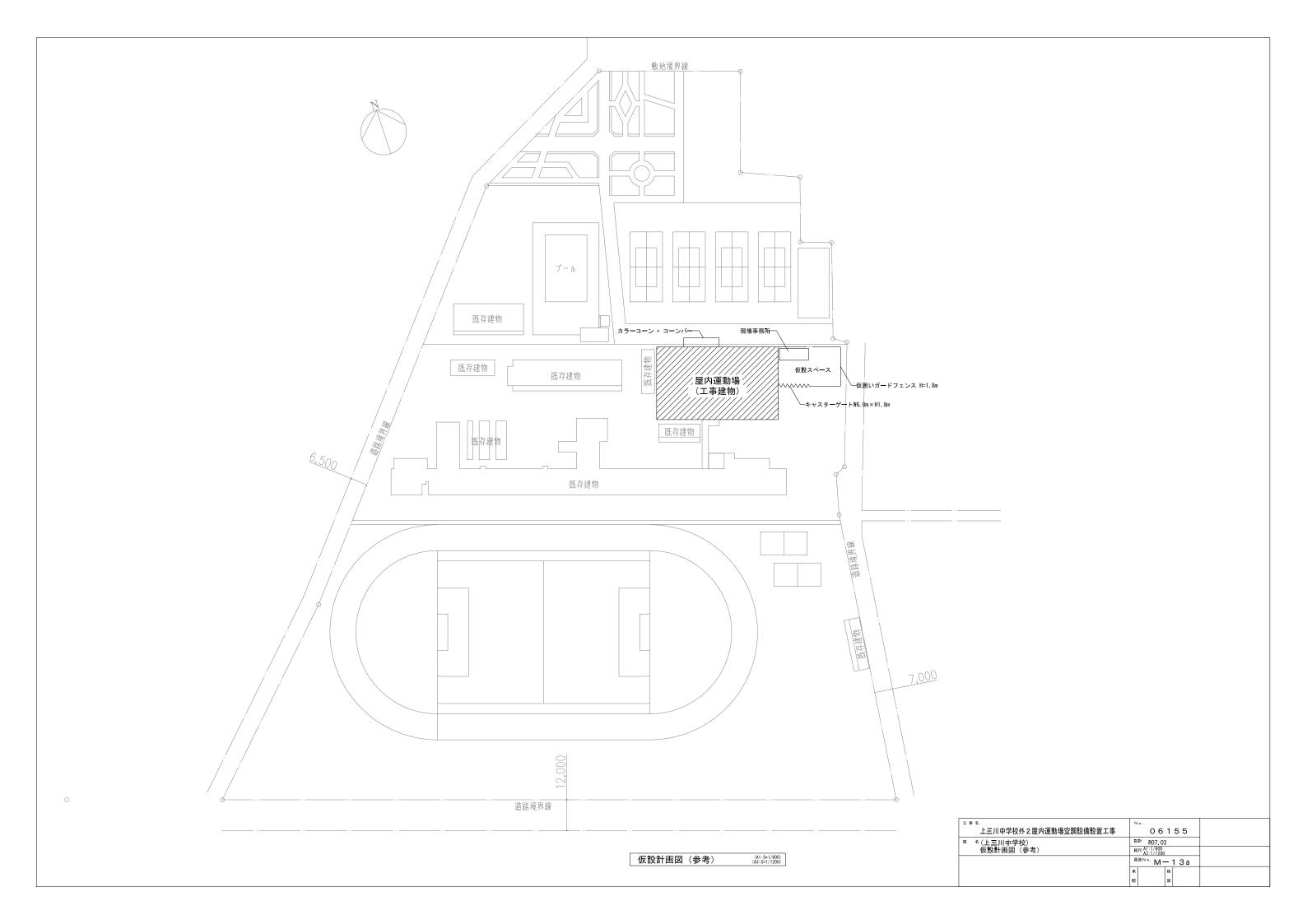












#### 上三川中学校外2屋内運動場空調設備設置工事

#### I. 工事概要

1. 工事場所 (上三川中)上三川町大字上三川4279、(明治中)上三川町大字大山25、(本郷中)上三川町大字東汗520

#### 2. 建物概要

建築物名称			構造概要	Ē	延べ面積 (㎡)	防火対象物区分	
上三川中学校体育館	S造	2階建	(地下	階塔屋	階)		
明治中学校体育館	S造	2階建	(地下	階塔屋	階)		
本郷中学校体育館	S造	2階建	(地下	階塔屋	階)		

#### 3. 工事種目 (●印付けたものを適用し各一式とする。)

			建物	名 称		
工事種目	上三川中学校 体育館	明治中学校 体育館	本郷中学校 体育館			
電灯設備	•	•	•	0	0	0
動 力 設 備	0	0	0	0	0	0
電熱設備	0	0	0	0	0	0
雷保護設備	0	0	0	0	0	0
受 変 電 設 備	0	0	0	0	0	0
電力貯蔵設備	0	0	0	0	0	0
発 電 設 備	0	0	0	0	0	0
構内情報通信網設備	0	0	0	0	0	0
構内交換設備	0	0	0	0	0	0
情報表示設備	0	0	0	0	0	0
映 像 · 音 響 設 備	0	0	0	0	0	0
拡 声 設 備	0	0	0	0	0	0
誘導支援設備	0	0	0	0	0	0
テレビ共同受信設備	0	0	0	0	0	0
監視カメラ設備	0	0	0	0	0	0
駐車場管制設備	0	0	0	0	0	0
防犯·入退室管理設備	0	0	0	0	0	0
火災報知設備	0	0	0	0	0	0
中央監視制御設備	0	0	0	0	0	0
発 生 材 処 理	0	0	0	0	0	0
構内配電線路	0	0	0	0	0	0
構内通信線路	0	0	0	0	0	0
テレビ電波障害防除	0	0	0	0	0	0

#### Ⅱ. 電気設備工事仕様

#### 1. 共通仕様

設計書、図面、特記仕様書及び現場説明書(質問回答書を含む)に記載されていない事項は、 すべて国土交通大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」 (以下、「標仕」という。)、「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「改修標仕」という。)及び「公共建築成修工事標図(電気設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準図」という。)に準拠するものとし、優先順位は次による。

(1)質問回答書 ((2)から(5)に対するもの) (2)現場説明書(入札条件書(特記事項)含む)

(3)特記仕様書 (4)図面及び設計書

(5)標仕、改修標仕及び標準図

また、公営住宅工事においては上記に加え、公共住宅事業者等連絡協議会編集の「公共住宅建設工事 共通仕様書(令和元年度版)」(以下、「公住仕」という。)及び「公共住宅改修工事共通仕様書(初版)」(以下、「改修公住仕」という。)に準拠するものとし、優先順位は次による。

(1)質問回答書((2)から(7)に対するもの) (2)現場説明書(入札条件書(特記事項)含む (3)特記仕様書 (4)図面及び設計書

5) 標什、改修標件及び標準図 6)公住仕及び改修公住( (7)機材の品質・性能基準(令和元年度版)(以下、「品質・性能基準」という。)

(1)章は●印の付いたもの、項目は番号に〇印の付いたもの、特記事項は●印が付いたものを適用する。 (2)特記事項に記載の(...)内表示番号は、対応する様性の項目器号を表す。 (3)特記事項に記載の(公住仕 ...)内表示番号は、公住仕の当該項目を表す。

## ●一般共通事項

#### ○1 工事実績情報システム(CORINS)への登録(1.1.4)

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金が500万円以上の工事について、工事実績情報を作成し 監督職員の確認を受けた上、登録機関へ登録申請を行う。

火災保険、建設工事保険、組立保険または土木工事保険等のうち 1 以上に加入する。 契約期間の始期は、材料(仮設、型枠材を除く)搬入時以前とし、終期は、工事目的物(分離発注に 於いては、引き進しが最後となる工事目的物)の引き渡しの翌日までとする。 保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 保険契約の締結後、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し、確認を受けること。

#### ○4 調査試験に対する協力

- (1) 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の

- (1) 受注者は、発注者が自らまたは発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の 指示によりこれに協力しなければならない。 (2) 受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、 次の各号に掲げる協力を止なければならない。 7 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。 4 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象となった場合には、 その実施に協力しなければならない。 ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成するとともに賃金台帳を 調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金納間を通切に行わなければならない。 メ対象工事の一部について下請契のを締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下 一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。

#### · 6 施工条件明示(1.3.3)

工事用車両の駐車場所 ・敷地内 ・敷地外 ( ) 資機材の置場所 ・敷地内 ・敷地外 ( )

#### ・7 埋設物の調査等

船排水管、ガス管、ケーブル等の埋設が予想される場合は、調査を行うこと。なお、給排水管等を 据り当てた場合は、損傷しないように注意し、必要に応じて、応急処置を行い、監督職員及び関係者と 協議すること。また、工事に支障となる障害物を発見した場合は、監督職員と協議すること。ただし、 容易に取り除ける障害物はこの限りではない。

#### 〇8 事故報告

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式(工事事故報告書)で指示する期日までに提出しなければならない。

(工事事故等が発生した場合の早期報合の敵能について〕
万が一事故等が発生した場合、能災者の教護・現場の安全確保を最優先のうえ、警察・・消防・労働基準監督審等関係機関へ必選報と合わせ、直ちに発注機関へ通報すること。
工事事故等が発生した場合、事故の大小を問わず、直ちに監督議員へ通報すること。
なお、事故発生の連報においては、休日、時間外を問わず行うこととし、資料の有無は問わない。
また、本指示内容については、下請けを含む作業員や資機材運搬業者、交通誘導員等の工事関係者全てに行き届くよう周知徴能すること。

#### 〇9 交通安全管理(1.3.6)

受注者は、栃木県公安委員会が定める路線(令和6年5月31日以前:平成21年9月30日栃木県公安委員会 告示第54号、令和6年6月1日以降:令和5年11月30日栃木県公安委員会告示第61号)の交通誘導を行う場合は、 その現場ごとに交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員または二級検定合格警備員を1人以上配置

#### ○10 環境対策

(1)騒音・振動対策 受注者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、「低騒音・低振動型建設機械の指定に関する 規程」(平成13年4月9日国交省告示第487号)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただし これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

(2) 排出ガス対策

安注者は、工事の施工にあたり「建設機械に関する技術指針」別表第3に揚げる建設機械を使用する場合は、「掛出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省軽発第249号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械主は同等の建設機械を使用するものとする。ただしこれにより難い場合は監督職員と協議するものとする。
(3) グリーン購入法

安注者は、資料、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業毎の特性を踏まえ、必要とされる 強度を耐火性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第100号。「グリーン解入法」という。)」第10条及び「栃木県生活環境の保全に関する 条例」第63条で定めた「栃木県グリーン調達推進方針」に定められた特定調達品目の使用を推進するものとする。

#### ・11 発生材の処理等

[発生土] 〇構内指示の場所に敷均し 〇構内指示の場所にたい積 ○構外指示の場所にたい積 ○構外搬出指示の場所にたい積 たい積場所 () たい精場所 ( ) たい精場所 ( ) の構場所 ( ) の構場所 ( ) の機が搬出適切処理 ( ) の地理場所は入札条件書 (特記事項)による)・上記に指定されていない建設発生土については、原則として工事間利用の促進に努めること。[発生土以外の発生材]

[発生土以外の発生材]
・引蔵しを要するもの ○有 名称 ( ) ○無
・特別管理型産業廃棄物 ○有 名称 ( 廃水銀 ) ○無

・再利用及び再資源化を図るもの ○有 名称 ( ) ○無
・廃POB等は関係法令により適切に処理し、施設管理者に引き渡すこと。
・ 六ふっ化硫黄ガス、イオン化式感知器は関係法令により適切に回収、処理すること。
・ 並光ランブ、水銀ランブ等の水銀を使用しているランブは工事医理指針等により適切に処理すること。
※上記に指定されていないものは、様仕1.3.9(2)(エ)及び「建設廃棄物処理指針」(平成22年度版)によるほか、下記により継承に御州「適切に処理する。

※上記に指定されていないものは、標件1.3.9(2)(エ)及び「建設廃業物処理指針」(平成22年度版)によるほか、下記により構外に搬出し適切に処理する。
(1) 建設開産物票膨調委領に基づき、本工事に係る再生資源利用計圖書及び再生資源利用促進計圖書を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、法令等に基づき、工事現場の公理が当場がに掲げること。また、工事完成後率かに上記計画書の実施に採について、再生資源利用実施書を作成し提出するとともに、法令等に基づき、工事現場の公理用度過度を受け、再生資源利用保進実施書を作成し提出すること。なお、これらの記録を工事完成後1年間保存しておくこと。2) 建設副産物の処理に失立ち、あらかじめ監督職員に確認を受け、「建設副産物処理に失立ち、あらかじめ監督職員に確認を受け、「建設副産物処理系認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を提出すること。なお、収集運搬業者と建設副産物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること、なお、収集運搬業者に受託する場合、別に、収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、その契約書の写しを提出すること。
(3) 建設副産物処理完定後進かがに「建設副産物の写しを提出すること。
(4) 建設副産物処理完定後進かがに「建設副産物の写しを提出すること。
(5) 建設計を物理等を証明する資料(受け入れ伝票、写真、位置図、、経路図等)を提示し確認を受けること。
を原準に要した処理等を証明する資料(受け入れ伝票、写真、位置図、、経路図等)を提示して記述を受けること。
を原準に要して必要を登職員に提出する資料のでは、企業を開始に表するとのでは、企業の必要がでは、企業の

#### 12 再使用機器

再使用機器取り外し後再使用する機器は、清掃後絶縁測定のうえ取り付ける。

#### ○13 機材の品質等(1.4.2)

本工事に使用する機材等のうち、特定のものが特記された材料は、設計図書に規定するもの、または同等品を 使用するのものとし、同等品を使用する場合は、同等品等使用顧を監督職員に提出して承諾を受ける。 なお、同等品の中で、一般社団法人公共進業協会編集『建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等 評価名簿』に記載されている製造所の材料を選定した場合は、設計図書に規定するものと同等と取り扱い、 主要資材使用適知書により監督職員に通知する。

現場に搬入する機材について、監督職員の検査を受ける機器の種別をあらかじめ協議すること。

#### ○15 下請負人の選定及び工事材料の選定

受注者は、下請負契約を締結する場合、当該契約の相手方を県内に本店を有する者の中から選定するよう

# 努めること。 受注者は、県内で産出、生産または製造される資材等の規格品質等が本設計の仕様に適合すると認められる 場合は、優先して使用するよう努めること。

#### · 16 見本施工(1.5.3)

〇次に示す事項について、見本施工を実施すること

#### ○17 施工の検査に伴う試験(1.5.4)

各種試験、試運転、調整等を実施する際には、最大需要電力(電力デマンド)を抑制するよう計画し、監督職員と協議すること。

#### <u>・18 化学物質の濃度測定(1.5.7)</u>

施工完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度を測定し、測定結果を整督職員に報告する。 別定方法 のバッシブ型 〇アクティブ型 若工前の測定 〇行わない 〇行う 別定対象室 〇図示 〇 (住宅工事の場合は1住戸当たり2室以上)

#### 報告の様式等については監督職員の指示による。 〇19 化学物質を発散する建築材料等(1.5.7)

本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、

以外の材料 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料

## ○20 完成図等(1.7.2,3)

#### ○21 施工図等の取り扱い(1.7.2)

施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

#### 〇22 電子納品

● 適用基準は「電子納品運用に関するガイドライン(第11版)」とする 設計化ADデータの資与 ○無 ○有(著作者名 ●設計者 ・その他( )) ● 資子するCADデータを該当工事における施工図または完成図の作成のため以外には使用してはならない。 ● 書面における署名及び捺印の取り扱いは、監督職員との協議による。

工事写真の整備は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック(電気設備工事編)

#### 〇24 工事用仮設物

すべて受注者の負担とする。 構内につくることが 〇出来る 〇出来ない( 仮設計画は、現場の状況を優先する。

#### 25 足場桟橋類

〇 別契約の関係請負者が定置したものを無償で使用できる。 ○ 本工事で設置とする。 ○ 改修工事の場合は、改修標仕第1編2.2.2によるほか下記による。 ○ 内部仮設足場等 (種) ○ 外部仮設足場等 (種)

#### ○26 工事用の電力、水、その他

本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて請負者の負担とする。 電気主任技術者の費用(申請・試験・点検・検査・立会)及び引き渡しまでの維持費は本工事に含む。

本受電から工事完成引渡日(検針日)までの電気料金のうち基本料金は本工事に含む。

設備機器の固定は次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針」(2014年版独立行政法人 接続研究所整修)による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督職員に提出し、承諾を受けるものとする。 ) 設計用水平地震力 機器の重量[kN]に、設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合、設計用標準水平震度は、

on me a	景所 ほか	○ 特定の	D施設	● 一般の施設			
故區,	新州はか	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器		
上層階	機器	2.0	1.5	1.5	1.0		
屋上及び塔屋	防震支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5		
	水槽類(※1)	2.0	1.5	1.5	1.0		
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6		
中間階	防震支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0		
	水槽類 (※1)	1.5	1.0	1.0	0.6		
	機器	1.0	0.6	0.6	0.4		
也階・1階	防震支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6		
	水槽類(※1)	1.5	1.0	1.0	0.6		

## 水槽類には、オイルタンク等を含む。

重要機器

● 配電盤 ○ 発電装置(防災用) ○ 交流無停電電源装置 ○ 直流電源装置 ○ 交換機 ○ 火災報知器受信機 ○ 中外監視装置 ○ ○ ○

上層階の定義は次による。 2~6階建の場合は最上階、7~9階建の場合は上層 2 階、 10~12階建の場合は上層 3階、13階以上の場合は上層 4階

(2) 設計用鉛直地震力 2.7 放計用知直地展力 設計用鉛直地震力は設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時にはたらくものとする。

- (1) 本工事は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等にに関する法律(平成17年
- 5月25日法律第51号)を遵守すること。 (2) 本工事で使用し又は使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には 規格 (以IS)に合った軽油を使用すること。 また、県が使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、 現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。

#### 〇30 過積載対策

②30 通相監別批
ダンプトラック等による過積載等の防止については、次のとおりとする。
(1) 積載重量制限を超過して工事用資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
(2) 通積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
(3) 資材等の過積載を防止するため、建設衆生土の処理及び骨材等の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等等的入業者の利益を不当に書することのないようにすること。
(4) さしや装着車、物品積載装置の不法改造をしたダンプロー及び不表示車等に土砂を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにみ込まず、また積み込まずないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにみ込まず、また積み込ますないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにみるようにあた。
(5) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土粉等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
(5) 取引服係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を修測する措置を講等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立は沢を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
(8) 下請契約の相手方は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
(9) (1) ~(8) のことにつき、下請業者における受注者を指導すること。

#### 〇31 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

(1) 栃木県が発注する建設工事(以下「発注工事」という。)において、暴力団員等による不当要求又は 工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入が あった時点で速やかに警察に連載を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

1)により警察に通報を行い、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により 発注者に報告すること。 (3) 発注工事において、暴力団員等により不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じるなどの被害が

生じた場合には、発注者と協議を行うこと

#### 〇32 工事の一時中止

(1) 契約書第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、幾入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に 職がに関すること、十五にドノエザル場の体制の機がと特別に関すること及び上 関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

受注者は、『特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律』(平成19年法律第66号)に基づき、 保険への加入または保証金の供託を行うものとする。

「労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号」における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」 (平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具)とする。

工事名	No.
上三川中学校外2屋内運動場空調設備設置工事	06155
図 名	<sup>股計</sup> R07. 03
電気設備工事特記仕様書(1)	縮尺 A1:N.S A3:N.S
	<sup>図面N</sup> ∘ E − 0 1
	承検
	22 2

● 電灯設備 〇 電力貯蔵設備 ・1 直流電源装置 · 1 非常用照明器具 
 〇手常用照明器具の電源と共用
 〇受変電設備専用

 蓄電池
 〇鉛蓄電池
 種別
 (〇CS形)
 〇MSE形)
 〇長寿命MSE形)
 〇HSE形)

 〇アルカリ蓄電池
 種別
 (〇AMP形)
 〇AMHP形)
 〇AHS形
 〇AHHS形)
 〇AHHE形)
 〇電池内蔵形 ○雷源別置形 〇蓄電池(10分) +自家発電設備 · 2 誘導灯 〇電池内蔵形 〇電源別置形 〇標識 〇常時インバータ給電方式 〇常時インバータ給電方式(簡易型) 〇ラインインタラクティブ方式 〇常時商用給電方式 ●3 配線器具 (1) 防災設備、コンセントについては消防法に適合すること。(2) 住宅用スイッチ、コンセント類は◆大角形(金属ブレート) 一共用部〇ワイドハンドル形 - 住戸内 ・3 電力貯蔵装置 (電力平準化等用) ・4 住宅用分電盤 〇リチウム二次電池 〇鉛蓄電池 〇二ッケル水素電池 主開閉器・分岐開閉器の定格遮断電流 定格電流 定格遮断電流 (1) キャビネット内の換気計算については、日本配電制御システム工業会の計算方法を参考にして計算すること。(2) 簡易形については、監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。 30以下 2,500以上 主開閉器 30を超え100以下 5.000以上 100を超え150以下 10,000以上 〇 発電設備 分岐開閉器 2.500以上 住宅用分電盤内に設置する通電流警報装置の品質及び性能(公住仕1.1.4) (〇「品質・性能基準」 〇 ) · 1 自家発電設備 ○防災用自家発電装置
 ○常用自家発電装置
 ○常用自家発電装置
 ○常イーゼルエンジン ○マイクロガスタービン ○可えりのガスタービン ○可えりの対象を ○のでは、10 ○では、10 ○で (1)発電装置の用途 ●5 その他 (2)原動機 (1) ○特殊コンセントにはブラグを付属させる。 ○別途機械設備工事機器仕様コンセント(エッチング)については打合せすること。 (2) 次のコンセントのブレートには、電圧等の表示を行う。 ・単相200V ・一般電源用以外(※発電機回路、※UPS回路等)※赤字等で表示する (3)燃料 (4)形式 
 〇オーノン式

 〇普通形自家発電装置

 〇長時間形自家発電装置

 〇日時長時間形自家発電装置
 (5) 発雷種類 - 1 機器への接続 (1) 本工事制御盤より別途雷動機等への配線の接続は、原則として (6) 運転時間 ○72時間 ○ 時間 監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。 (1) 本土争的財産よりが返电助機等への配務の技務は、原則として ●本工事 〇別途工事 とする。 (2) 電動機等への技験は、ビニル2種金属製可とう電線管(防水プリカ)を使用する。 (3) 遮断器の定格電流は、メーカー推奨品を優先とする。 (7)配電祭 ・2 太陽光発電設備 ○結晶シリコン系 (○単結晶 ○多結晶)○薄膜系 (○アモルファス ○CIS ○CIGS)○三相3線式 200/100V・近日設証品とする。 ・2 電動機の接地 太陽電池モジュール 〇金属管接地 〇真用接地線 接続方式 ・JEI認証品とする。 - JIS 6895년 基づき、荷重計算を実施し監督職員の承諾を得ること。 - OVGRの設置 〇有 〇無 - 大扇電池D・VI 用支持物の荷重計算に係わる用途係数 〇極のて重要な太陽光発電システム 〇適常設置する太陽光発電システム 〇 電熱設備 標仕によるが、盤内の器具類の構成配置は監督職員の承諾のうえ、製造者の標準として良い。 〇 權內情報通信網設備 ・2 温度調節器 ·1構内情報通信網装置 〇電気式 〇電子式 構內情報通信網装置 〇有 〇無 3 その他 ・2 構内情報通信網装置の構成性能 〇 雷保護設備 図示による。 その他追加機能 <u>• 1 突針支持管</u> ○銅製 (溶融亜鉛メッキ HDZ35以上) ○ステンレス製 (強度計算書を監督職員に提出すること) 〇 構内交換設備 · 2 避雷導線 · 1 交換装置 〇引下げ導線 〇建築構造体利用 OIP-PBX OVoIPサーバ O既存 · 3 接地極 · 2 電話機 〇接地極埋設 〇建築構造体利用 

 〇一般形
 〇多機能形
 〇IP形

 〇ファクシミリ
 〇デジタルコードレス形
 〇IPコードレス形

 〇停電用電話機
 〇

 ・4 その他 接続部分については、異種金属接触腐食(電食)を起こさないように施工すること。 ・3 その他 〇 受変電設備 追加サービス機能 1 高圧開閉器(屋外用) 〇 情報表示設備 高圧気中開閉器(SOG)は(〇方向性 OVT内蔵 OLA内蔵) O既存高圧気中開閉器(UAS)は(〇方向性 OVT内蔵) O既存 <u>・1 マルチサイン</u> ·2 主遮断装置 表示方式 OLED式 O液晶(Li 種類 O壁掛型 O自立型 〇液晶 (LCD) 式 〇有機EL式 高圧交流遮断器 (VCB) は (〇手動式 〇電磁式) 〇既存 2 時刻表示装置 ○親時計 ○プログラムタイマー ○子時計 ○電子チャイム 時刻同期装置 ○標準電波方式 ○公衆回線方式 ○ラジオ放送方式 ○GNSS方式 ○地上デジタル放送方式 ○NTPサーバー方式 進相コンデンサー (自動力率制御 〇有 〇無) デマンド監視装置 (〇有 〇無) · 4 配電盤 ・3 出退表示装置 〇屋内形(〇開放形 〇閉鎖形) 〇屋外形 〇キュービクル式非常電源専用受電設備認定品 制御方式 〇多線直接式 〇パルス伝送式 表示方式 〇LED式 ○液晶(LCD)式 ○有機EL式 (1) キャビネット内の換気計算については、日本配電制御システム工業会の計算方法を参考にして計算すること。 (2) 保護練電器の保護協調曲線を作成し、監督職員に提出し、承諾を受けること。なお、改修工事についても 同様とする。 ・4 水道隔測検針設備

○ 映像・音響設備 ・1 プロジェクタ 〇本工事 〇別途工事 
 〇本工事
 〇別途工事

 種類
 〇茂温形
 〇日P形

 投写方式
 〇前面式
 〇背面式

 スクリーン形式
 〇反射マット形
 ○反射ビビズ形
 ○反射細密ビーズ形
 ○反射ストライブ形

 設置方式
 〇上巻タイプ
 ○下巻タイプ
 ○張込タイプ
 その他
 機器収納ラックは監督職員の承諾のうえ、製造者標準として良い。
 ・2 テレビ 〇本工事 〇別途工事 〇 拡声設備 · 1 拡声装置 〇 誘導支援設備 1 誘導支援装置 ○音声誘導装置 (○無総式 ○磁気式 ○画像認識式)
○インターホン装置 (○テレビインターホン ○外部受付用インターホン)
○トイレ等呼出装置 (○受比ズンターホン ○外部受付用インターホン)
○住宅情報整装置 消防法に適合した旨の表示をすること
公共住宅の住宅情報整装置の局質及び性能 (○「品質・性能基準」 ○ 〇インターホンオートドアロック装置 プモ能ホックス 表面 公共住宅の宅配ボックスの品質及び性能 (〇「品質・性能基準」 〇 〇 テレビ共同受信設備 ・1 テレビ共同受信装置 種類 OUHF OBS OCS OCATV OFM OAM 画質 O2k O4k O8k O16k その他 増編器を収容する場合は、ACI25V2P15A接地端子付きのコンセントを設ける。 〇 監視カメラ設備 ・1 監視カメラ装置 伝送方式 〇ネットワーク伝送方式 〇同輪伝送方式 録画装置 〇デジタルレコーダ 〇録画サーバ その他 ・高所に設置する場合は落下防止の措置を施すこと。 〇 駐車場管制設備 ·1 駐車場管制装置 検知方式 〇光線式 〇ループコイル式 〇超音波センサ式 信号灯・警報灯 〇天井つり下げ形 〇自立形 〇壁掛形 〇 防犯入退室管理設備 <u>•1 防犯装置</u> ○本工事 ○本工事(配管のみ) ○別途工事 制御装置 基本機能以外の追加機能 ○ 〇磁気カード 〇暗証番号 〇ICカード(接触式) 〇ICカード(非接触式) 〇バイオメトリックス 方式 · 2 電気錠 〇本工事 〇別途工事 〇 火災報知設備 ·1 自動火災報知装置 級 回線 (〇新設 〇既設 回線回線 (〇新設 (〇新設 (〇新設 OR型 級 〇既設 OGR型 〇副受信機 (〇新設 〇既設 · 2 自動閉鎖設備 〇連動制御器 (盤) 回線 (○単独 ●受信機と一体) ・3 非常警報装置 (非常ベル) 〇機器一体形 〇各機器単独に設置 ・4 ガス漏れ火災警報装置 ○個別式 ○集中監視式 回線 ガスの種類 ○都市ガス(種類 ○冷媒ガス ) 〇液化石油ガス ・5 住宅用自動火災報知装置 
 ○共同住宅用非常警報設備 非常警報装置の蓄電池は、 ○警報操作盤に組み込む ○機器一体型 ○仕戸用目動火災報知設備 (住戸等と非開放の共用部分) ○共同住宅用自動火災報知設備

〇 中央監視制御設備 ・1 中央監視制御装置 〇警報盤 〇簡易型監視制御装置 〇監視制御装置 ・2 中央監視制御装置の構成・性能 図示による。 〇 樺内配雷線路 1 配線方式 〇地中線式 〇架空線式 ・2 地中線路の余長 マンホール、ハンドホール内でのケーブルの余長を見込むこと。 <u>・3 装柱器材</u> • 4 付属品 〇マンホール用梯子 〇ハンドホール用手カギ ・5 屋外灯設備 ○共用盤から供給 ○単独引込 (定額料金) ○ 自動点滅器 ○タイマ (廊下共用灯は、 ○自動点滅器 ○タイマ) ○塩ピコーティング ○耐検性銅製 (1)電源供給方式 (2)点滅方式 (3) 鋼管柱 ・6 その他 (1) ハンドホール内のケーブル及び指定する箇所には、行先表示プレート(プラスチック製等に刻字)を 取付け、ブルボックス及びカバーブレート類についても適当な方法により内容表示を行うものとする。 (2) 地中配線には、埋設シート等を管頂の地表面のほぼ中間に設けるものとする。 (3) 電柱等立ち上がり部のケーブルについては、電線管により保護すること。 1 配線方式 〇地中線式 〇架空線式 ・2 地中線路の余長 マンホール、ハンドホール内でのケーブルの余長を見込むこと。 ・3 地中線保護材料 ○ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管(GLT) ○波付硬質合成樹脂管 (FEP) ○硬質ビニル管 (VE) 〇マンホール用梯子 〇ハンドホール用手カギ (1) ハンドホール内のケーブル及び指定する箇所には、行先表示プレート(プラスチック製等に刻字)を 取付け、ブルボックス及びかパープレート類についても適当な方法により内容表示を行うものとする。
 (2) 地中配線には、埋設シート等を管頂の地表面のほぼ中間に設けるものとする。
 (3) 電柱等立ち上がり部のケーブルについては、電報管により保護すること。

工事名	No.
上三川中学校外2屋内運動場空調設備設置工事	06155
図 名	<sup>設計</sup> R07.03
電気設備工事特記仕様書(2)	箱尺 A1:N. S A3:N. S
	<sup>図面N ∘.</sup> E − O 2
	承検
	図

#### ● その他工事共通事項

O1 施工調査

・配線・機器工事は、事前に絶縁抵抗、接地抵抗を確認し、監督職員に報告する。

分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線において、配線経路、電線サイズ、電線本数、管路サイズなどは機能を優先し、監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。

<u>・3 呼び線(導入線)</u>

長さ1m以上の入線しない電線管には、電線太さ1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。

04 コンセント

図面に特記なき場合は、コンセント2P15A(接地極付)は、プラグ不要とする。

・5 一般照明の照度測定

〇有 〇無

・6 非常用の照明装置の照度測定

〇有 〇無

<u>07 キャビネット</u>

〇キュービクル式配電盤の板厚は下記による。

<u> </u>	J- 4 0 o		
構成部	鋼板の厚さ(mm)		
情 八百	屋内	屋外	
側面部		2.3以上	
底板	1.6以上	1.6以上	
屋根板		2.3以上	
仕切板		1.6以上	
ドア及び前面板		2. 3以上	

正面の面積	鋼板の厚さ(mm)	
正面の画根	鋼板	ステンレス
0.2㎡以下	1.2以上	1.0以上
0.2㎡を超えるもの	1.6以上	1.2以上

〇端子盤・機器収納ラック等の板厚は下記による。

		= ± /\		
正面の面積	調板の片	鋼板の厚さ(mm)		
正画の画板	鋼板	ステンレス		
0.1㎡以下	1.0以上	0.8以上		
0.1㎡を超え0.2㎡以下	1.2以上	1.0以上		
0.2㎡を超えるもの	1.6以上	1.2以上		

# <u>・8接地極</u>

<u>O</u>	〇接地抵抗値は下記による。				
	接地の種類	記号	接地抵抗值	接地極	
0	共同接地	EA, D	Ω以下	○EB (14 ¢) × 3連2組	
ı				〇図面特記による	
0	共同接地	EA, C, D	Ω以下	○EB (14 ¢) × 3連2組	
				〇図面特記による	
0	A種接地	EA	100以下	○EB (14 ¢ ) × 3連2組	
l				〇銅板式 (900×900×1.5t)	
0	B種接地	EB	Ω以下	○EB (14 ¢) × 3連1組	
ı	İ			〇銅板式 (600×600×1.5t)	
0	D種 接 地	ED	100Ω以下	EB (10φ) ×1 (L=1,000mm)	
0	C種 接 地	EC	Ω以下	EB (14φ) ×3連2組	
0	高圧避雷器	ELH	100以下	○EB (14 ¢ ) × 3連2組	
				〇銅板式 (900×900×1.5t)	
0	避雷設備	EL	Ω以下	○EB (14 ¢) × 3連2組	
ı				〇銅板式 (900×900×1.5t)	
0	交換機用	E	Ωt以下	EB (14φ) ×3連 組	
0	通信用	EAt	10 Ω 以下	EB (14φ) ×3連2組	
0	通信用	ECt	100 Ω 以下	EB (10φ) ×1 (L=1,000mm)	
0	測定用	E0		EB (10φ) ×1 (L=1,000mm)	

B種接地については、電力会社と協議する。

※印は、接地極寸法を示す。 (1)接地極の埋設位置で、監督員の指示する箇所に接地極埋設標を設ける。 (2)外灯の接地は 〇各ポールごと 〇専用接地線

SPDを ○低圧線路 ○弱電線路 に設ける。 ○電灯分電盤 ○動力制御盤 ○弱電盤 ●図面特記参照

#### 010 取付高さ

 壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。
 名称 別点 取付高[mm]
 ブラケット(一般) 床上∼中心 2,100 2, 500 150 床上~下端 床上~上端 床上~中心 廊下通路誘導灯 スイッチ (一般) 1,000以下 " (多機能トイレ)
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット (一般 1.100 300 150 150 800 (台上) 台上~中心 床上~中心 床上~上端 "コンセント(車庫)引込開閉器箱(低圧) 分電盤、制御盤、実験盤 開閉器箱 電磁開閉器用押しボタン 1,500(上端1,900以下) 1,500 1, 300 電磁開閉器用押しポタン 接地用端子箱 接地用端子箱 接地框埋取標 給油端子盤 (EPS電気室) 観時計 スピーカ アッテ表示 盤 発信器 (出退表示用) 地上、床上~中心 500 床上~下端 800 地上~中心地上~給油口 600 1,000 床上~中心 1.500 1,500(上端1,900以下 (天井高) × 0.9 (天井高) × 0.9 1, 500 1, 100 インターホン 身体障害者用インターホン子機 対体解音信用インターホンチ 呼出ボタン(多機能トイレ) 復帰ボタン( " 廊下表示灯( " テレビ機器収容箱 火戦受信機(複合盤) 1, 800 1,800 800 ~ 1,500 床上~操作部 副受信機 自動報機器収容箱 発信機 床上~中心 1,500 800 ~ 1,500 800 ~ 1,500 (天井高) × 0.9 (天井高) × 0.8 表示灯 連動制御器(自動閉鎖) ガス漏れ検知器(LPガス) (都市ガス) 天井面~中心 (天井面)-200

[備考] (天井高) × 0.9及び (天井高) × 0.8は天井高が2500~3000mmの場合に適用する。

#### ・11 天井仕上げ表示

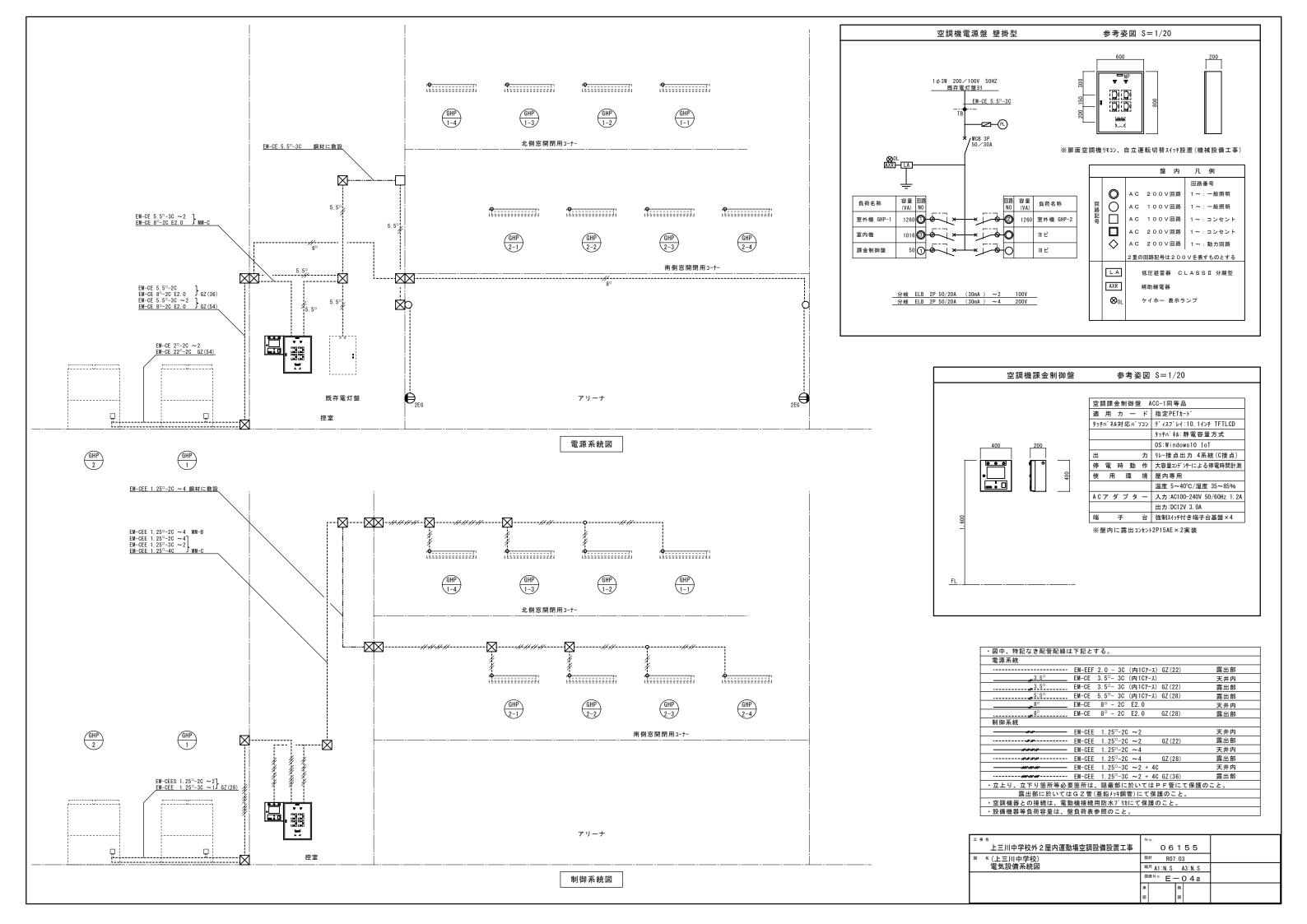
図面において、室名に( )を付したものは直天井の室、それ以外は二重天井の室を示す。

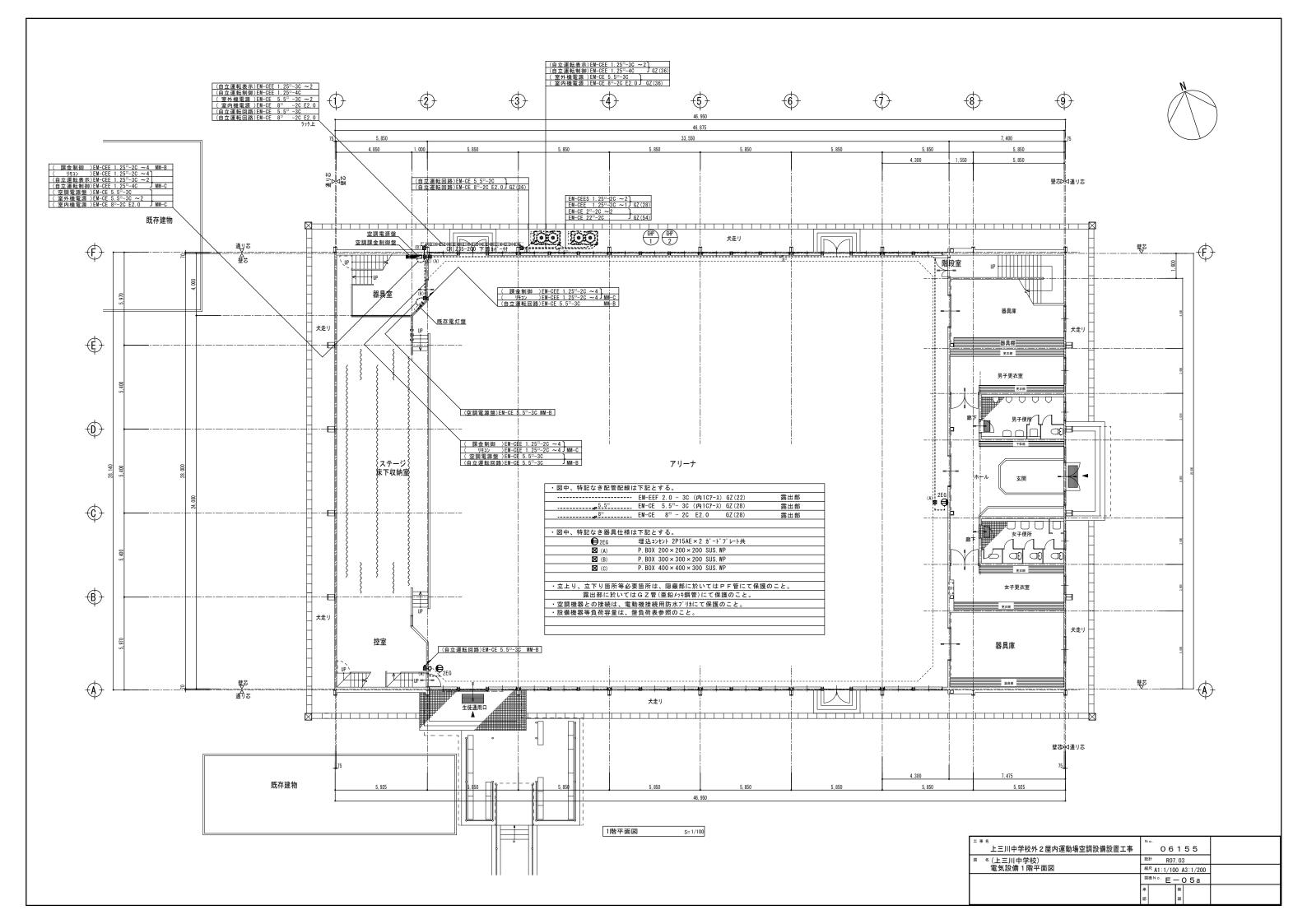
別表 一1による他工事との取り合いについては、機器の位置、取合い等の検討できる施工図を施工に支障を きたさない時期までに提出して、監督職員の承諾を受ける。

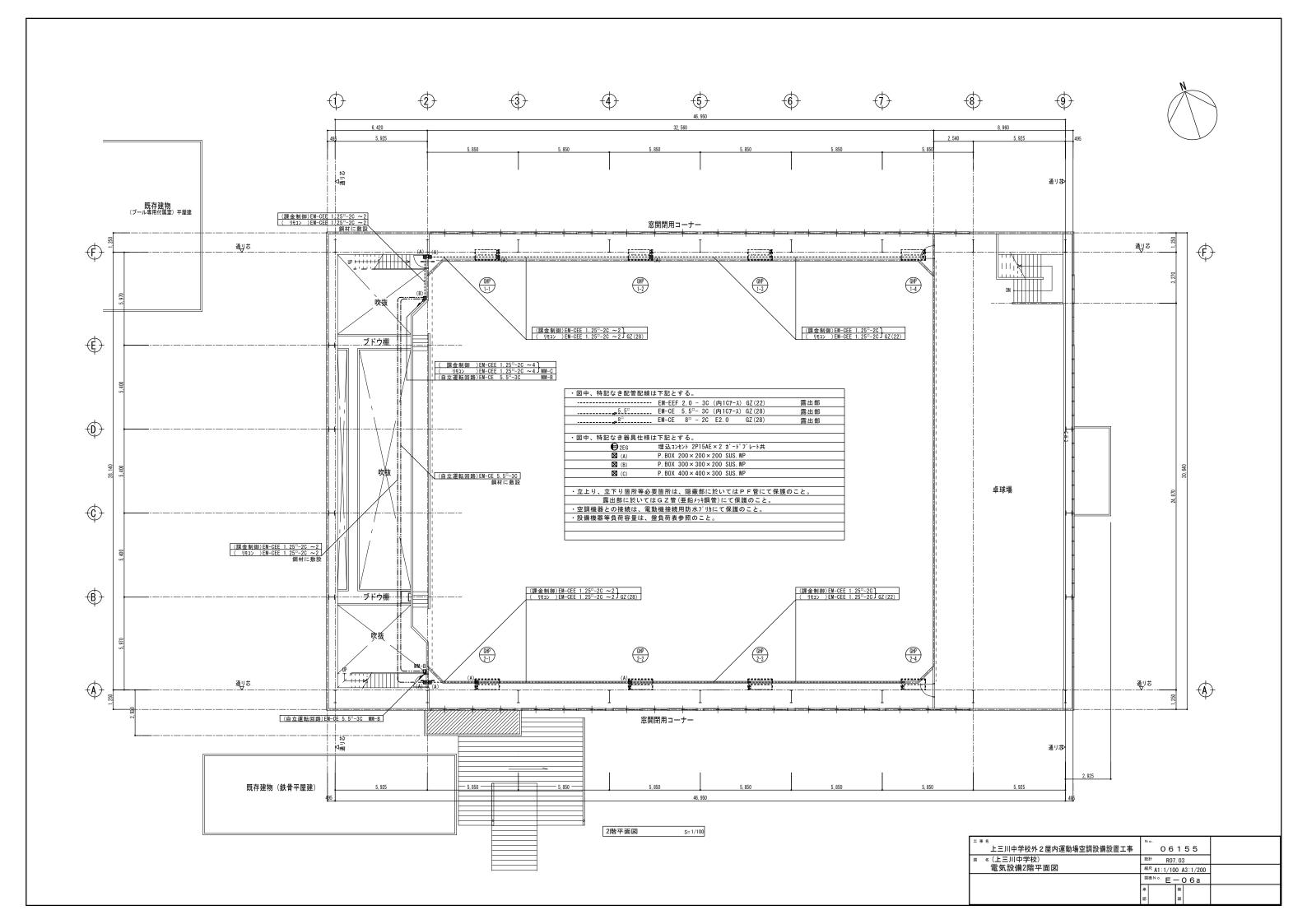
別表-1 他工事との取り合い

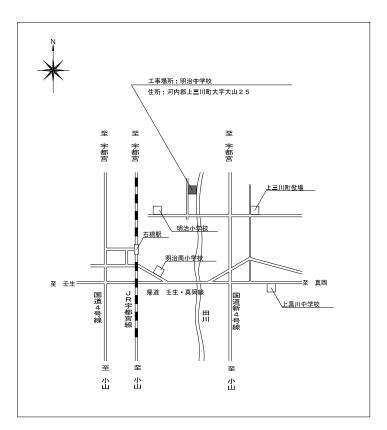
77 X 1 16 = 7 = 07 1 X 7 1 1 V				● FD	を適用	する。
工 事 内 容	建築工事	電気 設備 工事	機械 設備 工事	塗装工事		
仮設電力の引込み(分電盤・キュービクルまで)	•	0	0	0	0	0
仮設電力の引込み(分電盤・キュービクル以降)	•	•	•	0	0	0
仮設電力の電気料	•	•	•	•	0	0
本受電後の電気基本料金	0	•	0	0	0	0
本受電後引渡しまでの電気使用料	•	•	•	•	0	0
仮設水道の引込み(メーターまで)	•	0	0	0	0	0
仮設水道の引込み(メーター以降)	•	•	•	•	0	0
仮設水道及び本設後引き渡しまでの使用料	•	•	•	•	0	0
梁・壁・床の開口、貫通、埋込部のスリーブ・型枠(電気、機械の配管等)	0	•	•	0	0	0
すべての開口、貫通、埋込部の補強	•	0	0	0	0	0
屋上に設置する機器の基礎(電気及び機械機器)	•	0	0	0	0	0
屋内及び屋外に設置する機器の基礎(電気及び機械機器)	0	•	•	0	0	0
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の位置・墨出し	0	•	•	0	0	0
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強を要しない場合の切込み	0	•	•	0	0	0
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強を要する場合の切込み	•	0	0	0	0	0
天井・壁(軽量鉄骨下地)に付く機器の開口部補強	•	0	0	0	0	0
天井換気扇の取付	0	0	•	0	0	0
壁・窓用換気扇の取付	0	0	•	0	0	0
壁・窓用換気扇取付枠	•	0	0	0	0	0
点検口の取付(床・壁・天井・PS等)	•	0	0	0	0	0
防煙ダンパー	0	0	•	0	0	0
防煙ダンパー用煙感知器の配管・配線	0	0	0	0	0	0
床仕上げ材の穴あけ(フローリングブロック等)	•	•	0	0	0	0
ルーフドレイン及び縦どい(桝及び側溝までの配管)	0	0	0	0	0	0
配線ピット及び蓋	•	0	0	0	0	0
電極棒及びフロートスイッチ	0	0	0	0	0	0
自動扉、電動シャッター、電動スクリーン及び電動カーテン等2次側配線	0	•	0	0	0	0
機械設備の制御、操作盤への電源供給制御	0	0	0	0	0	0
機械設備の制御、操作盤の2次側配線	0	•	•	0	0	0
天井吊り形放熱器(FCU等)と操作スイッチとの配管・配線・接地工事	0	0	0	0	0	0
消火栓箱総合盤用穴あけ	0	0	•	0	0	0
設備機器のインターロックの配管・配線	0	0	0	0	0	0
電気設備のフェンス・金網	0	•	0	0	0	0
ガス漏れ警報器(単設型)	0	•	•	0	0	0
ガス漏れ警報器(集中監視型)	0	0	0	0	0	0
ガス漏れ警報用器用コンセント	0	•	0	0	0	0
造り付け流し台	0	•	0	0	0	0
造り付け流し台排水トラップ	0	0	0	0	0	0
既製流し台及び排水トラップ(ガス台・洗面化粧台等を含む)	0	0	•	0	0	0
<b>既製吊戸棚</b>	0	0	0	0	0	0
鏡(姿見は建築工事)	0	0	•	0	0	0
昇降機の出入口開口の型枠	0	0	0	0	0	0
昇降機の乗場ボタン、インジケーター配管用スリーブ及び型枠	0	0	0	0	0	0
昇降機のビット内保守用コンセント	0	•	0	0	0	0
外壁取付ガラリ、排煙口	•	0	0	0	0	0
体育館などの器具・安定器など取付下地金物	0	0	0	0	0	0
昇降機インターホンの配管・配線	0	•	0	0	0	0

工事名	No.
上三川中学校外2屋内運動場空調設備設置工事	06155
図 名	<sup>設計</sup> R07. 03
電気設備工事特記仕様書(3)	箱尺 A1:N.S A3:N.S
	®®N∘. E − 0 3
	承検
	認 図

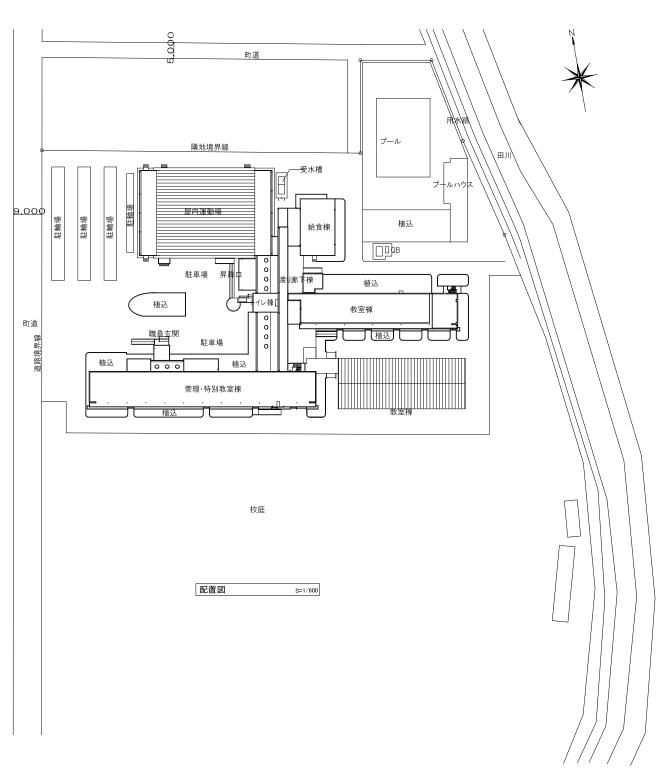






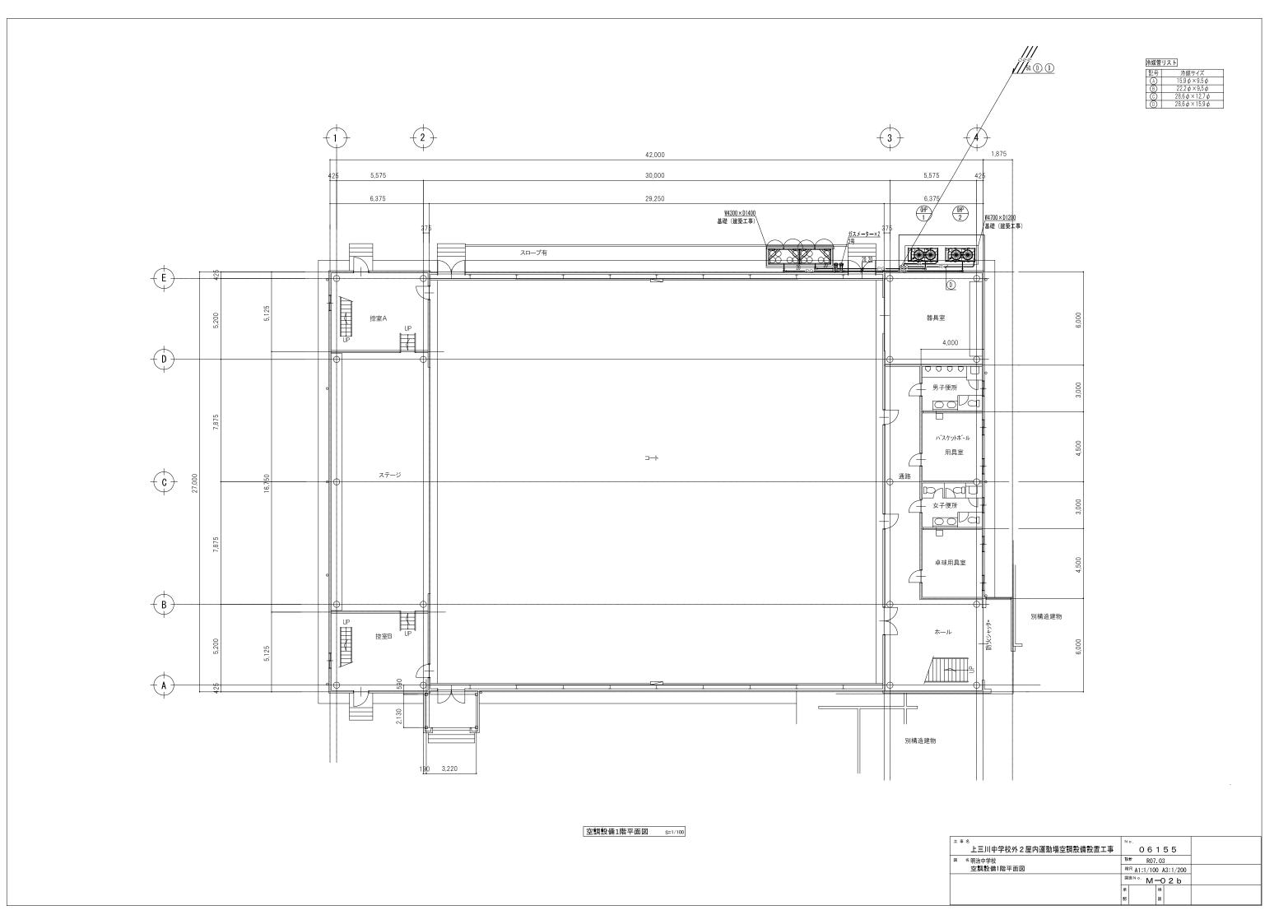


付近見取図

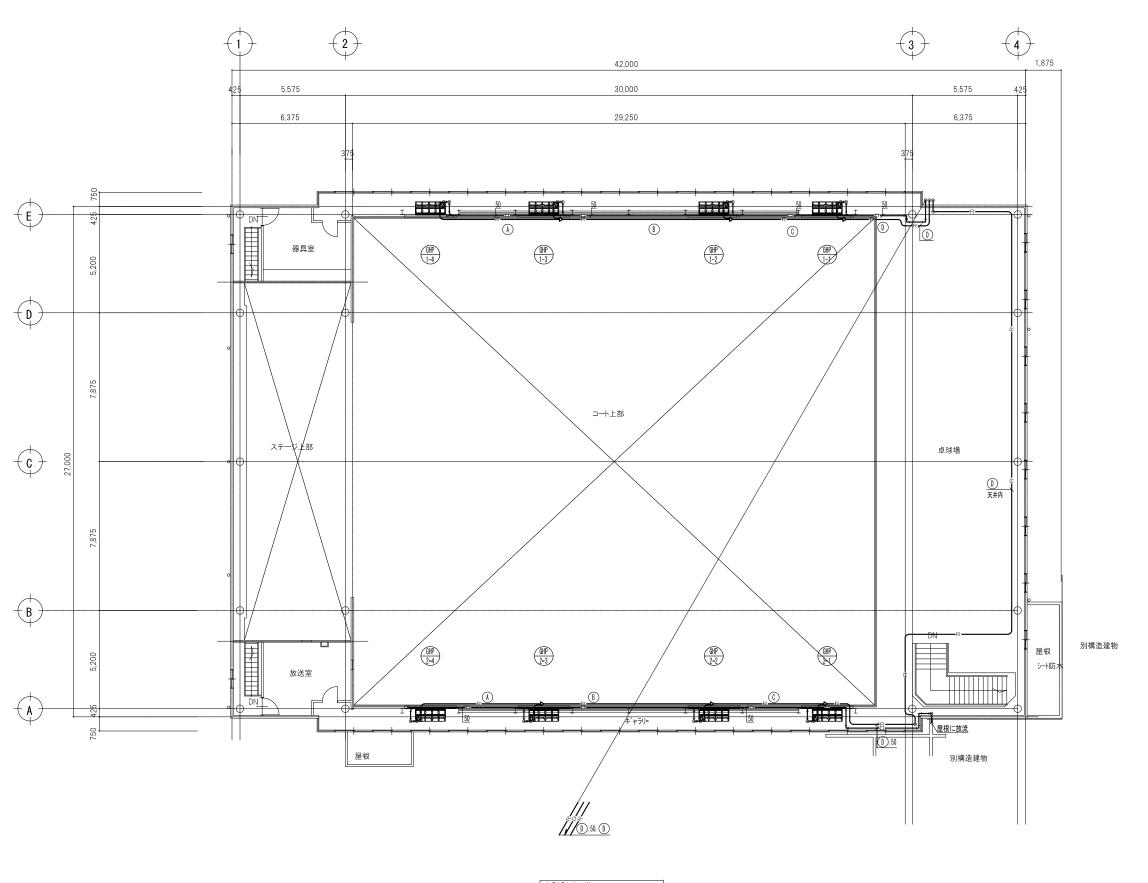


工事対象建物

工事名	No.
上三川中学校外 2 屋内運動場空調設備設置工事	06155
図 名明治中学校	<sup>設計</sup> R07.03
配置図	<sup>縮尺</sup> A1:1/600 A3:1/1200
	<sup>図面N</sup> ° M ─ 0 1 b
	承 検
	認 図

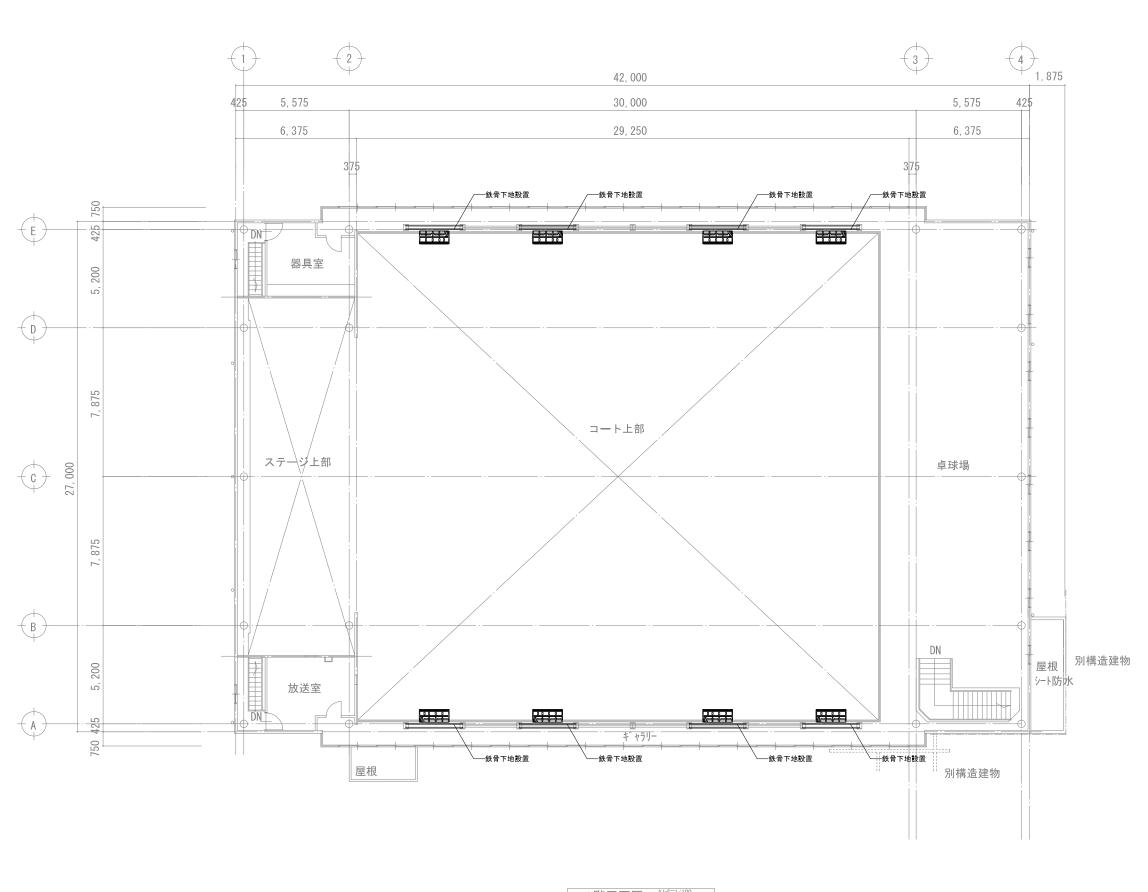






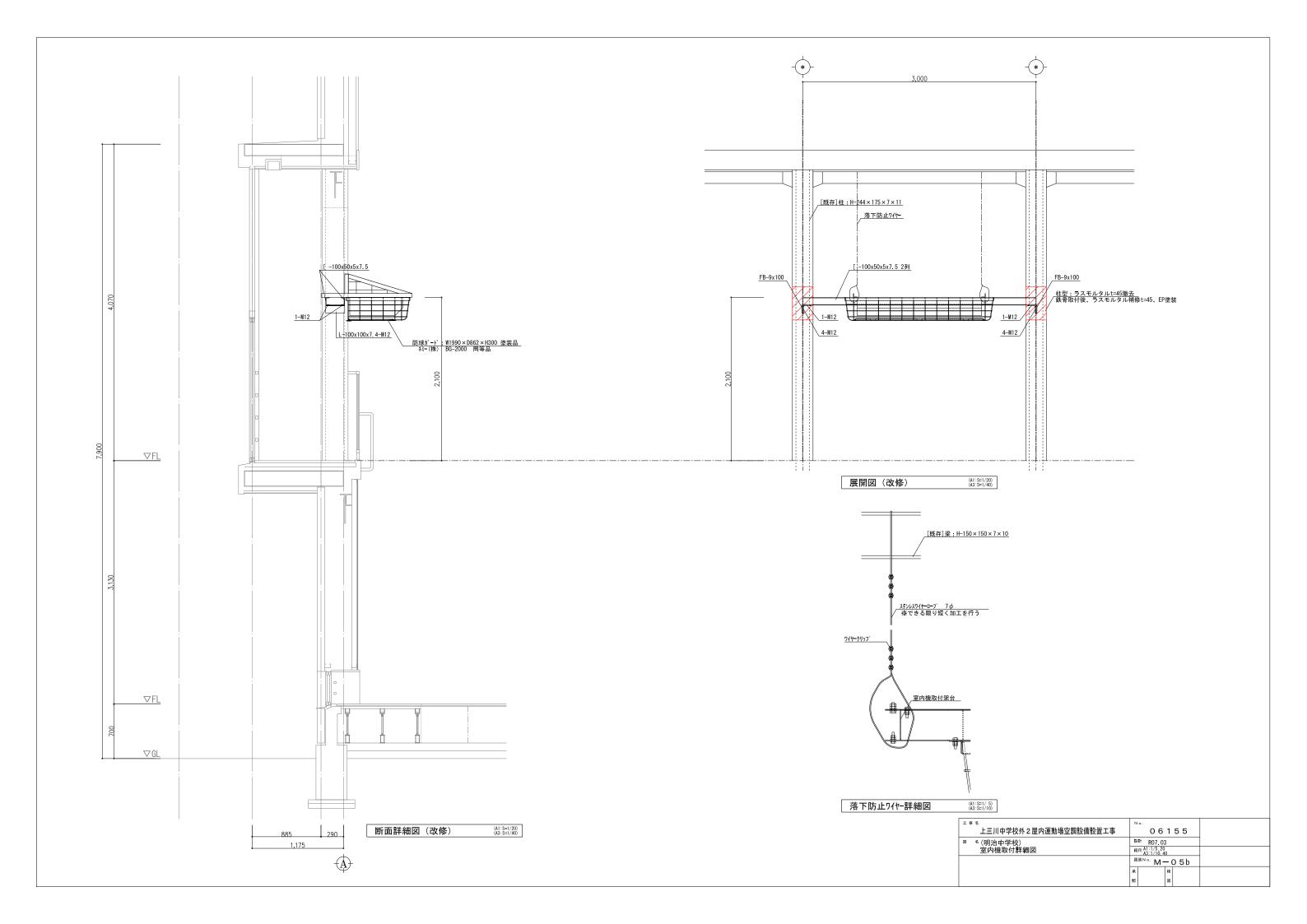
空調設備2階平面図 s=1/100

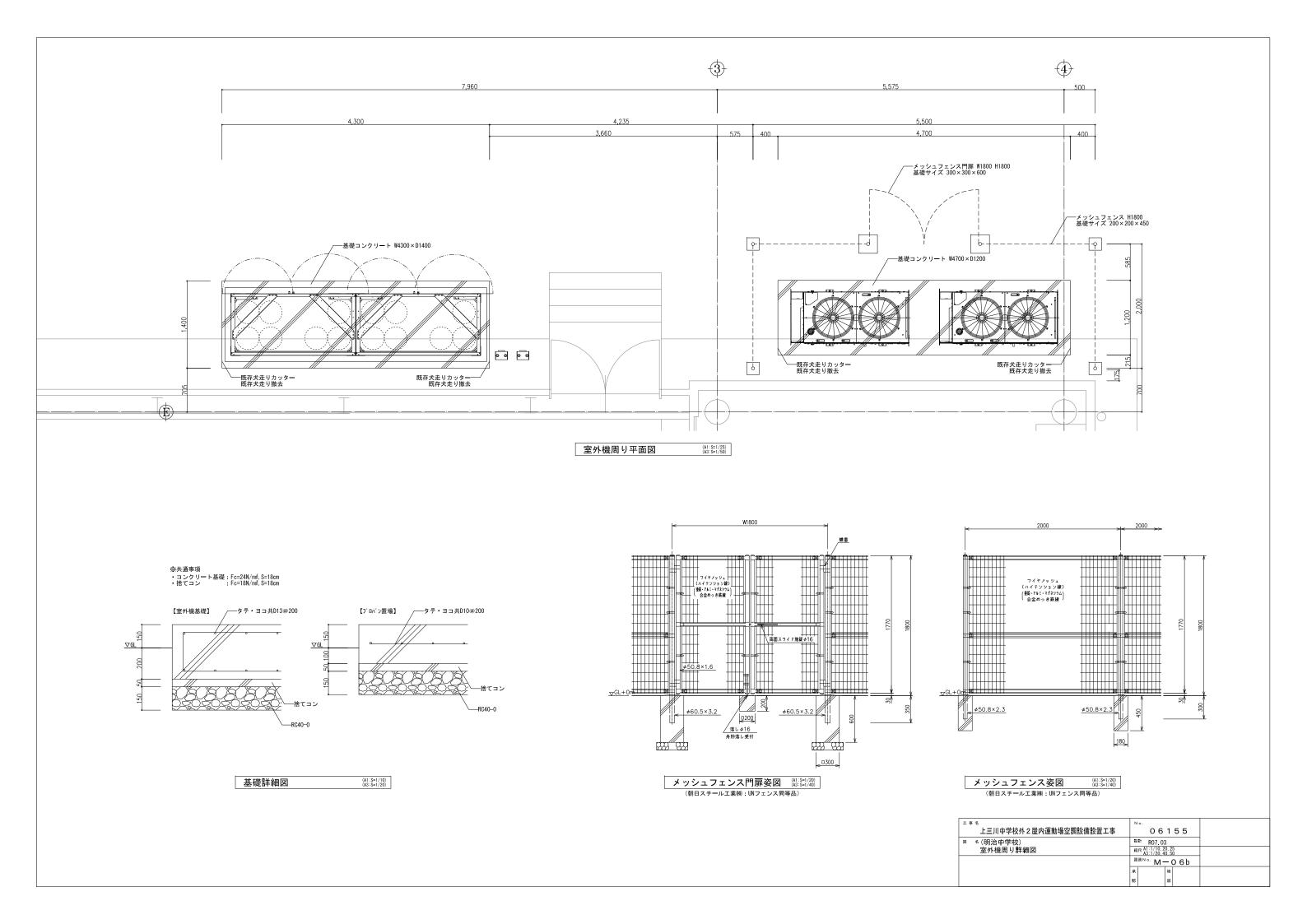
工事名	No.
上三川中学校外2屋内運動場空調設備設置工事	06155
図 名明治中学校	<sup>設計</sup> R07.03
空調設備2階平面図	<sup>縮尺</sup> A1:1/100 A3:1/200
	<sup>⊠≣N</sup> ° М <i>—</i> ОЗЬ
	承 検
	認

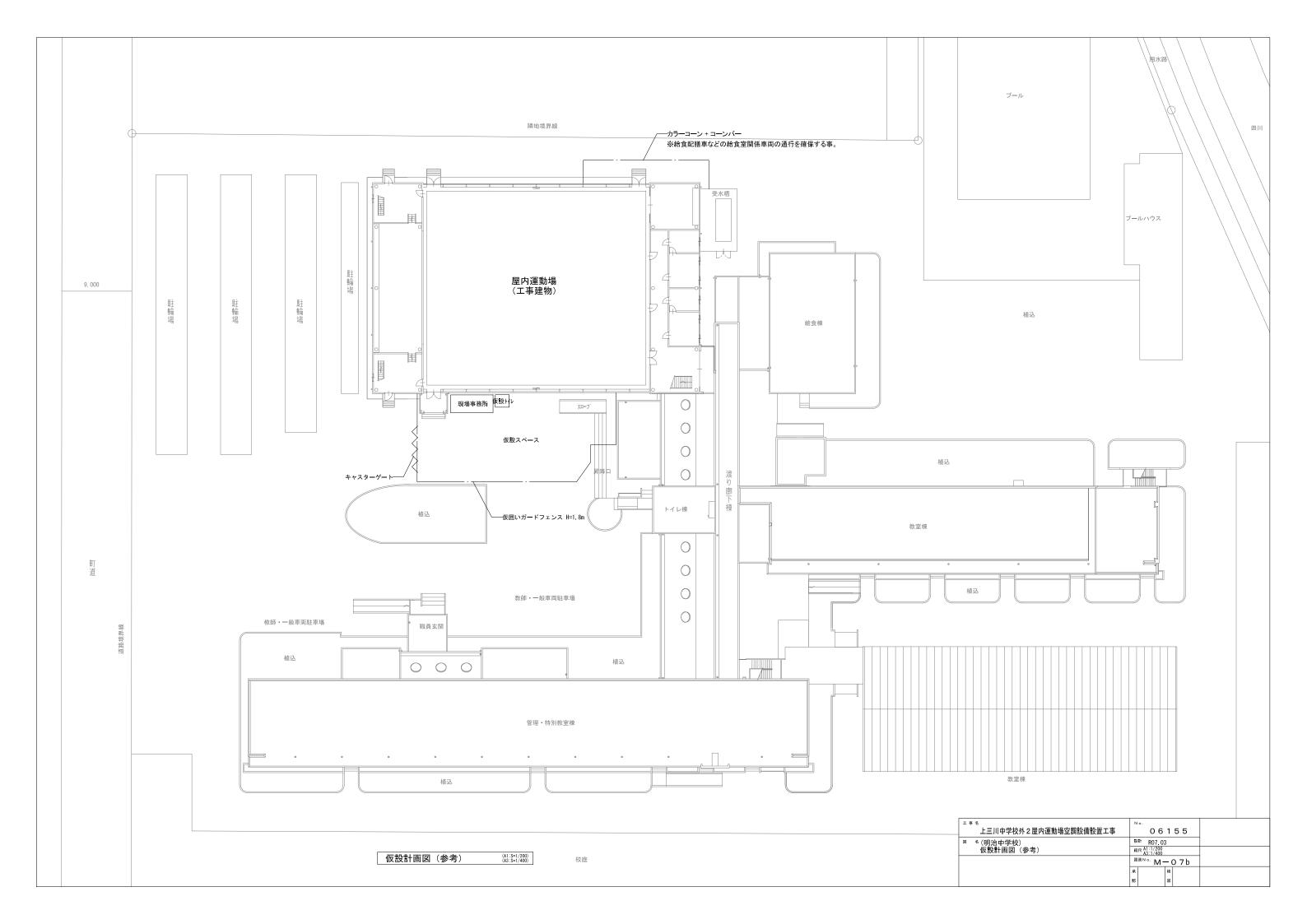


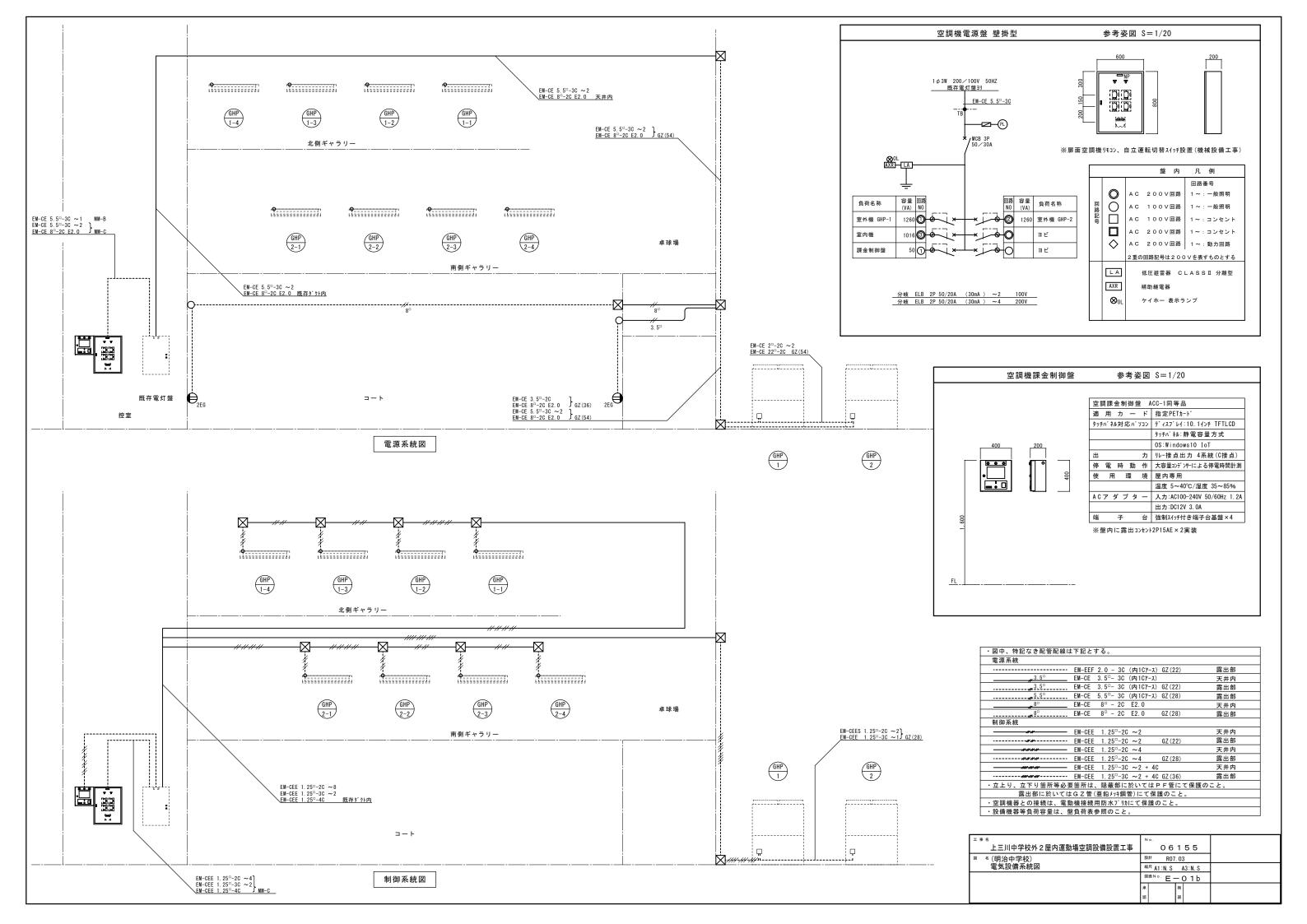
2階平面図 A1:S=1/100 A3:S=1/200

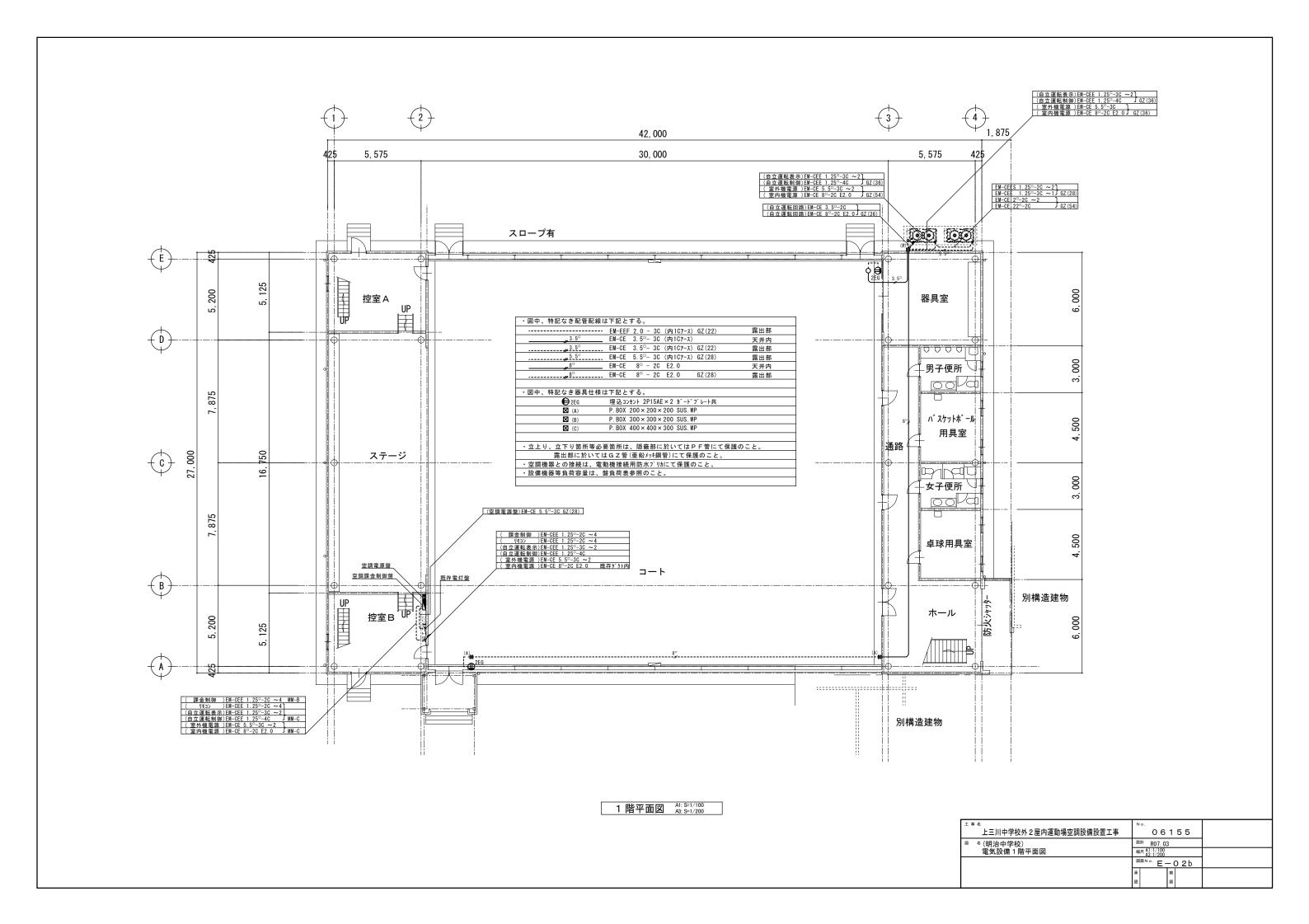
工事名	No.
上三川中学校外2屋内運動場空調設備設置工事	06155
図 名(明治中学校)	<sup>設計</sup> R07.03
2 階平面図	縮尺 A1:1/100 A3:1/200
	<sup>図面N o.</sup> M ─ O 4 b
	承検
	認 図

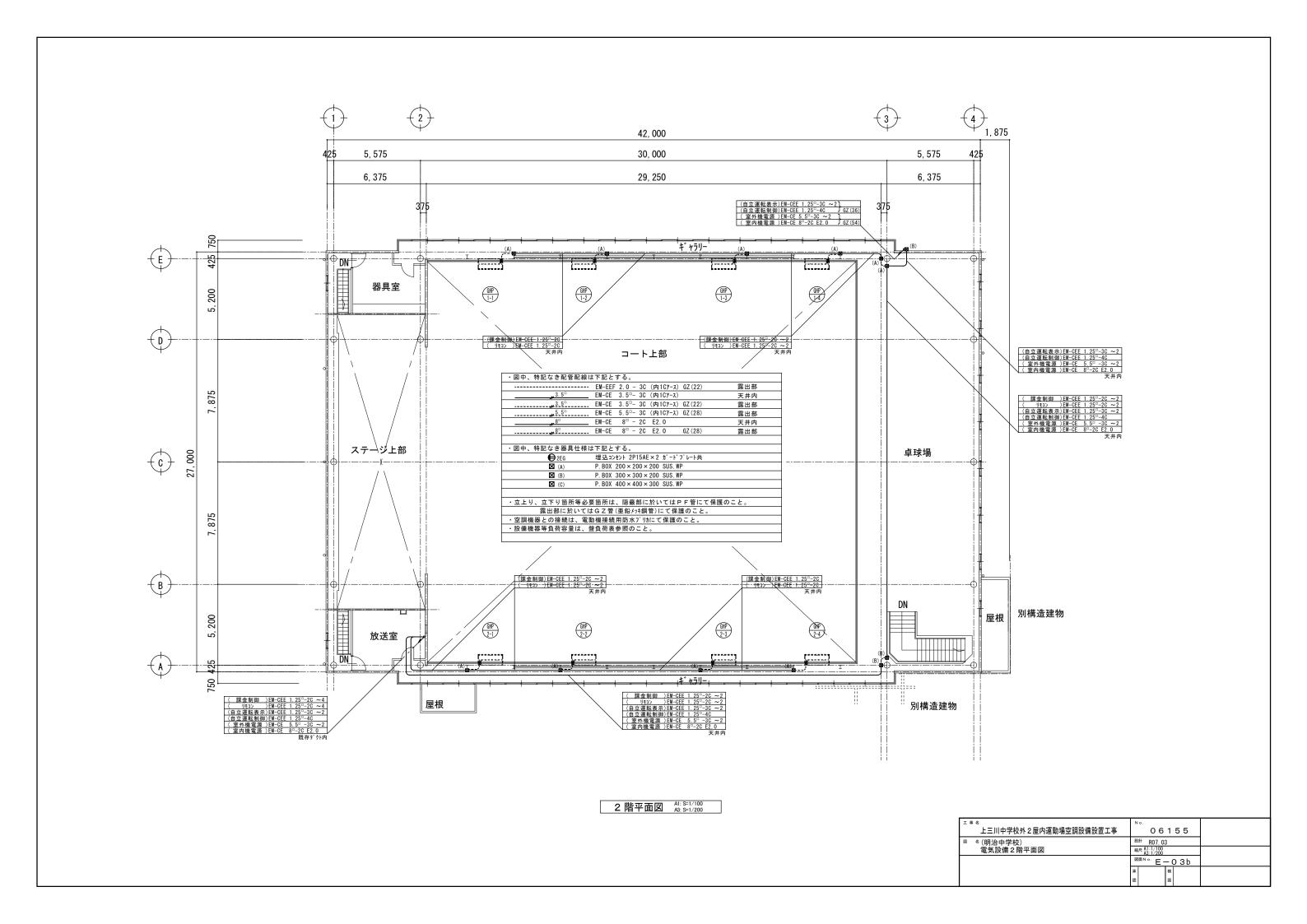


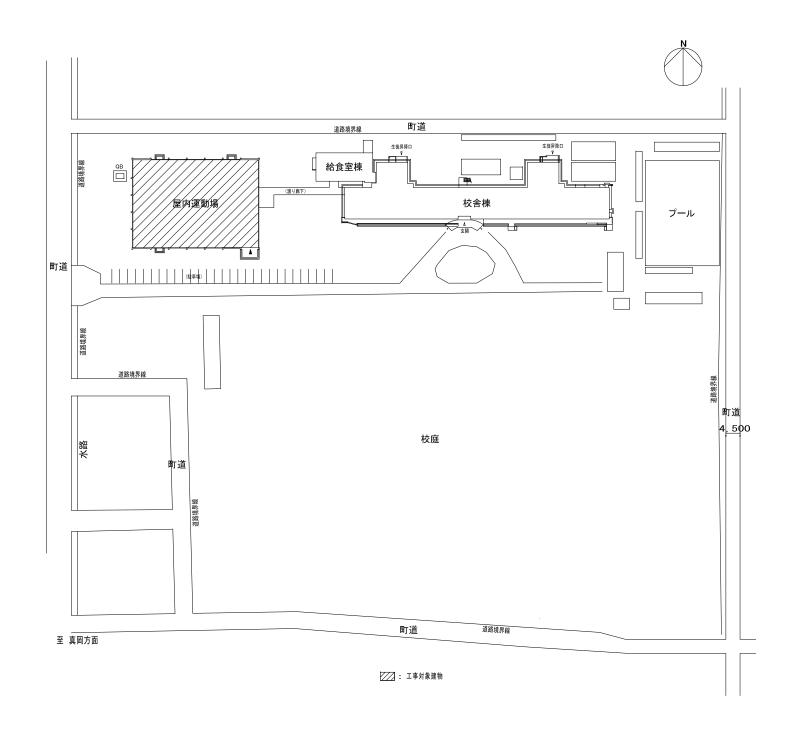






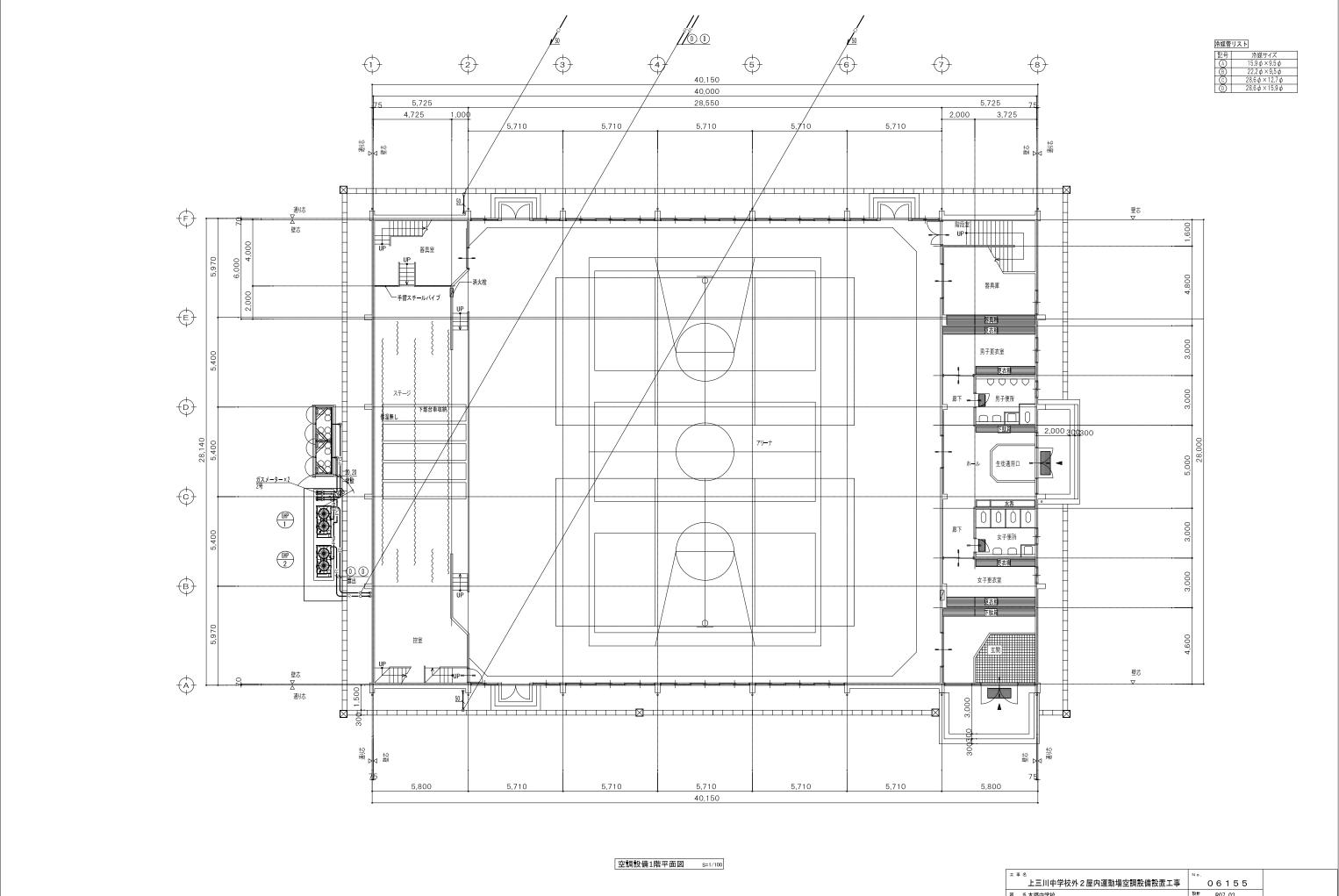






配置図 \$=1/600

工事名	No.
上三川中学校外2屋内運動場空調設備設置工事	06155
図 名本郷中学校	<sup>設計</sup> R07.03
配置図	<sup>縮尺</sup> A1:1/600 A3:1/1200
	<sup>⊠面N</sup> ° М <i>—</i> О 1 с
	承検
	2 2



 上三川中学校外 2 屋内運動場空調設備設置工事
 O 6 1 5 5

 図 冬本郷中学校
空調設備1階平面図
 設計 R07.03

 総尺 A1:1/100 A3:1/200

 図面 N O 2 c

 米
 株

 銀 M — O 2 c

 米
 株

 ( )
 ( )

